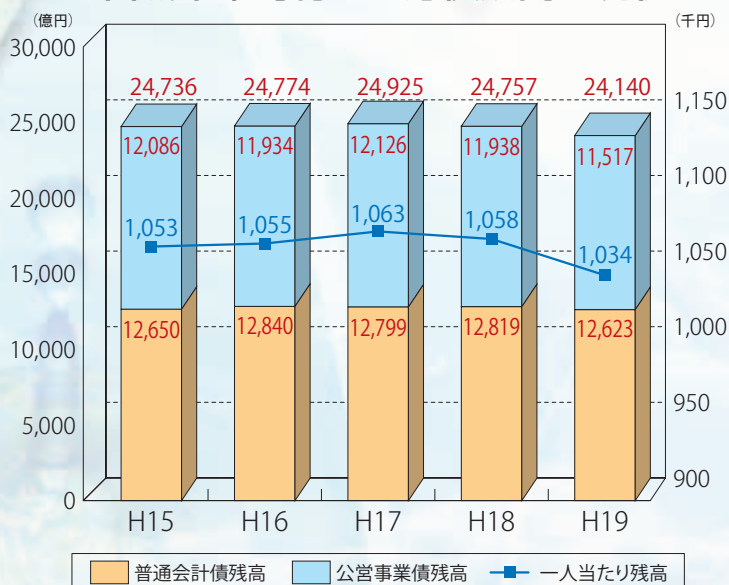


宮城県市町村の地方債残高の現状



平成19年度決算

目で見る市町村財政

あなたのまちの明日を考える

宮城県 総務部 市町村課

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/zaisi/menu/menu.html>

※ホームページからご覧いただけます。

も く じ

◆はじめに	1
-------	---

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 地方公共団体財政健全化法	2
------------------	---

第2章 普通会計	4
----------	---

1 決算規模・決算収支	4
2 歳入	6
(1) 歳入構造	6
(2) 自主財源と依存財源	8
(3) 市町村税の構成	9
(4) 地方交付税の概要	11
3 歳出	13
(1) 歳出構造	13
(2) 経費別決算額の推移	15
4 財政構造	17
(1) 経常収支比率の状況	17
(2) 実質公債費比率の状況	18
(3) 将来負担比率の状況	18
(4) 財政力指数の状況	19
(5) 将来にわたる財政負担の推移	20
5 年度間の財源調整	21
(1) 基金の状況	21
(2) 積立金現在高比率	22

第3章 公営企業会計	23
------------	----

第2部 市町村ごとの財政指標	27
----------------	----

第3部 公立病院改革プラン	32
---------------	----

◆新しい財政指標（健全化判断比率）について	34
-----------------------	----

はじめに

皆さんは「財政健全化法」をご存じですか？新聞やテレビで見たことがある、という方が多いのではないのでしょうか。

財政健全化法（正式には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」といいます。）は、よりわかりやすい財務情報の公表制度を設け、地方公共団体の財政の再生手続のみならず、財政の早期是正手続を定めることにより、財政の健全化に資することを目的として、平成19年6月に成立し、平成20年4月1日から一部施行、平成21年4月1日から完全施行となる法律です。

平成20年9月、財政健全化法に基づいて算定された各種財政指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率）が公表され、マスコミに大きく取り上げられたところです。

また、財政健全化法では、地方公共団体に対し、普通会計に公営企業会計などの普通会計以外の会計を連結したトータルの姿としての財務情報を公開することを求めています。

特に、公営企業会計のうち、病院事業においては、経営状況の悪化、医師不足に伴う診療体制の縮小など、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

このような中、地域の方々の不安を解消すべく、病院を運営する地方公共団体では「公立病院改革プラン」の作成に取り組んでおり、平成20年度中に公表されます。そして、平成21年度からは実行の段階に入り、実施状況についても公表されることとなっています。

これらのほか、地方公会計の整備も含め、市町村財政をトータルで考えようとする様々な取り組みが活発化するとともに、地域の方々へわかりやすく財務情報を開示する仕組みも整いつつあります。

本書は、平成19年度の県内市町村の決算の状況を、平易な説明や用語解説により、わかりやすく取りまとめたものです。あなたのまちの財政状況を知ることが、明日のまちづくりを考える第一歩になるかもしれません。

平成21年3月

宮城県総務部参事兼市町村課長 吉田 祐幸

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及び各公営企業の資金不足比率が算定・公表されることとなりました。※算定式については裏表紙参照

平成19年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準を超えた市町村はありませんでした。

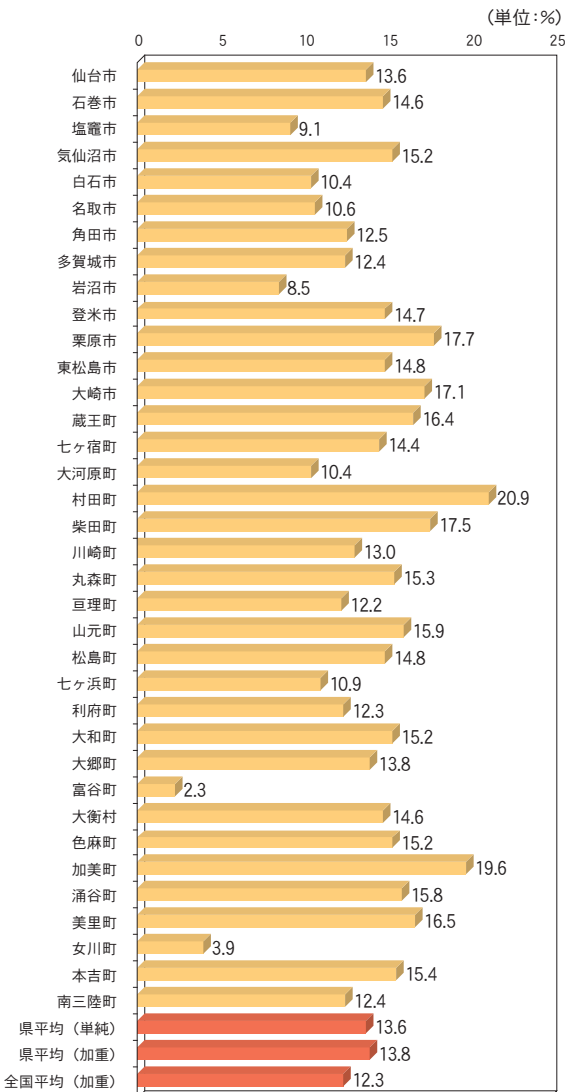
実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

県内に赤字となる団体はありませんでした。

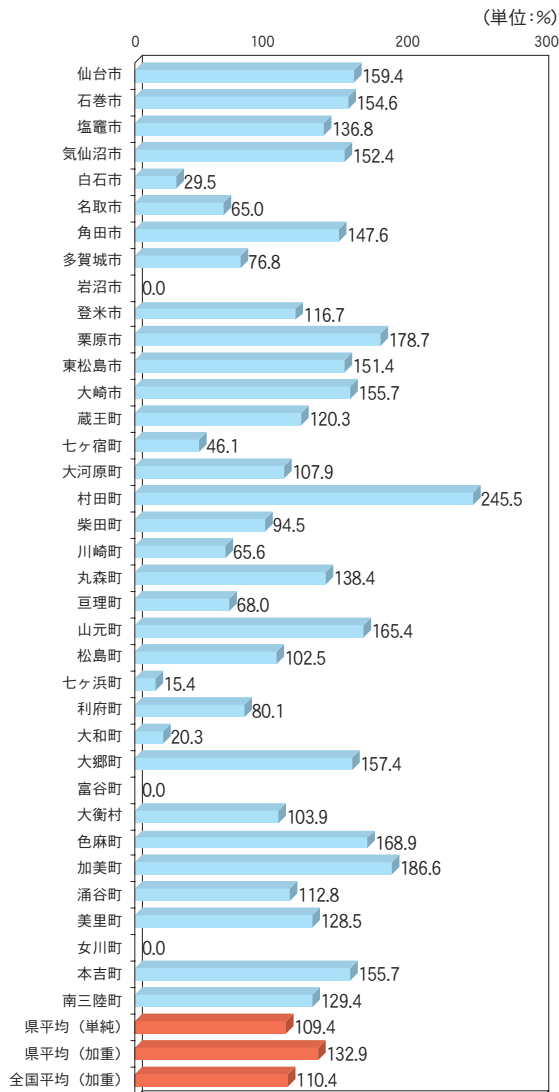
連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準 30%※3年間経過措置あり）

塩竈市（9.99%）及び石巻市（2.55%）の2団体以外は、赤字となる団体はありませんでした。

実質公債費比率 （早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）



将来負担比率 （早期健全化基準 政令市 400%、その他 350%）

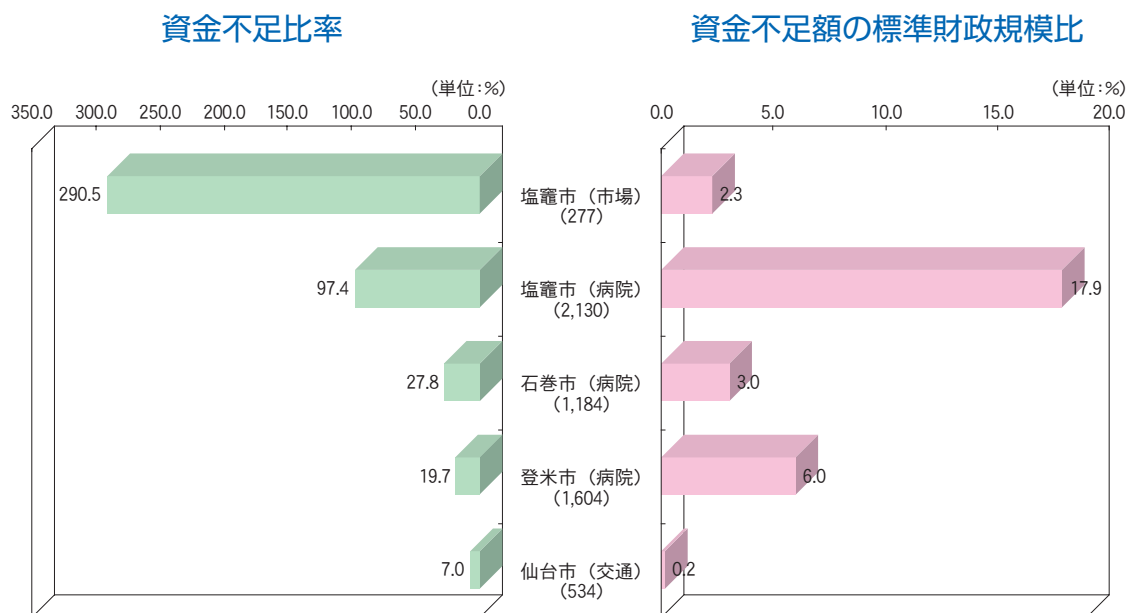


※単純平均の算出に当たり、将来負担額が0以下の団体は、将来負担比率を0として計算した。

資金不足比率（経営健全化基準 20%）

36市町村、4一部事務組合及び1企業団の162会計のうち、資金不足額があったのは5事業でした。このうち3事業が病院事業であり、資金不足額の大きさでも上位を占めています。

資金不足額が生じた事業については、経営の健全化が必要です。



※団体名の下の数値は資金不足額（単位：百万円）

用語解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支（P.5参照）の赤字額（実質赤字額）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

連結実質赤字比率 全会計の赤字額（「実質赤字額」と「資金不足額」の合計）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

実質公債費比率 「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、「将来負担すべき実質的な負債」に充当すると見込まれる一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。この比率が高い場合、将来的に「実質的な公債費」が大きくなる可能性が高くなります。

早期健全化基準 地方公共団体の財政状況が悪化した場合に、自主的かつ計画的に財政健全化を図るべき基準として、健全化判断比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政状況の著しい悪化により自主的な財政健全化が困難な状況において、計画的に財政健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて定められた数値です。

資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では一年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、一年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。

経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

第2章 普通会計

1 決算規模・決算収支

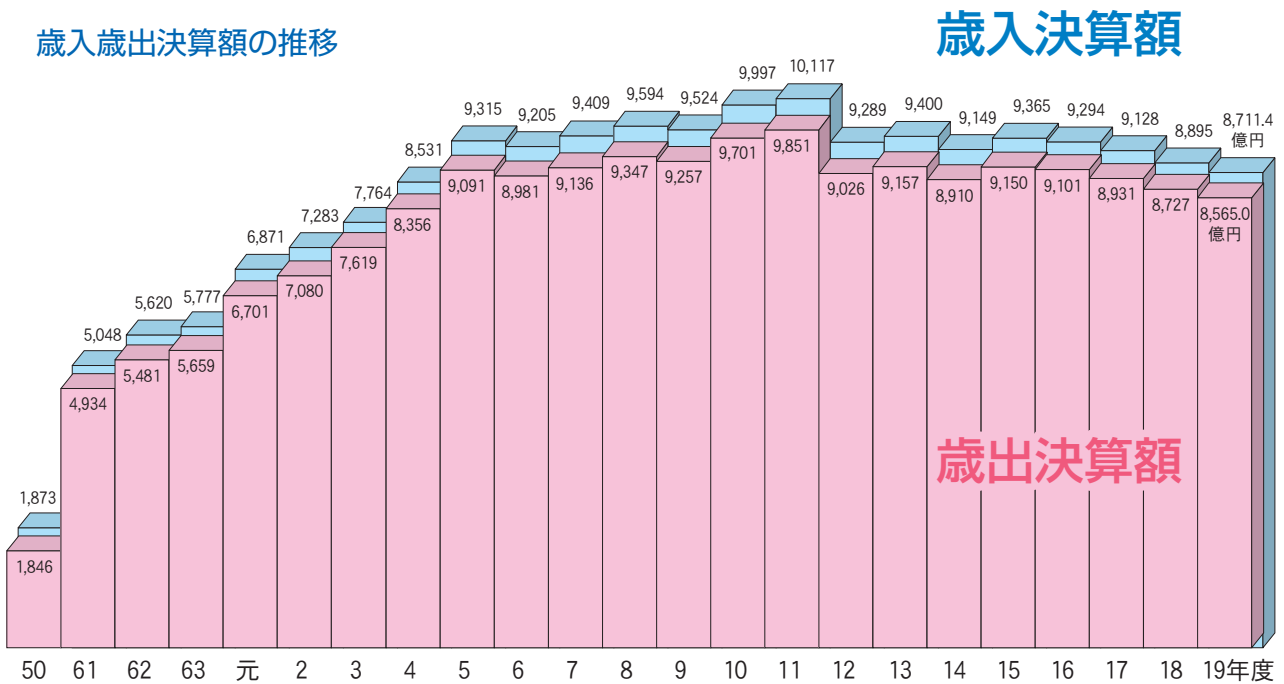
平成19年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が8,711.4億円、歳出が8,565.0億円で、歳入・歳出ともに4年連続で減少しています。

実質収支は105.3億円の黒字となり、赤字の団体は昨年度に引き続きありませんでした。

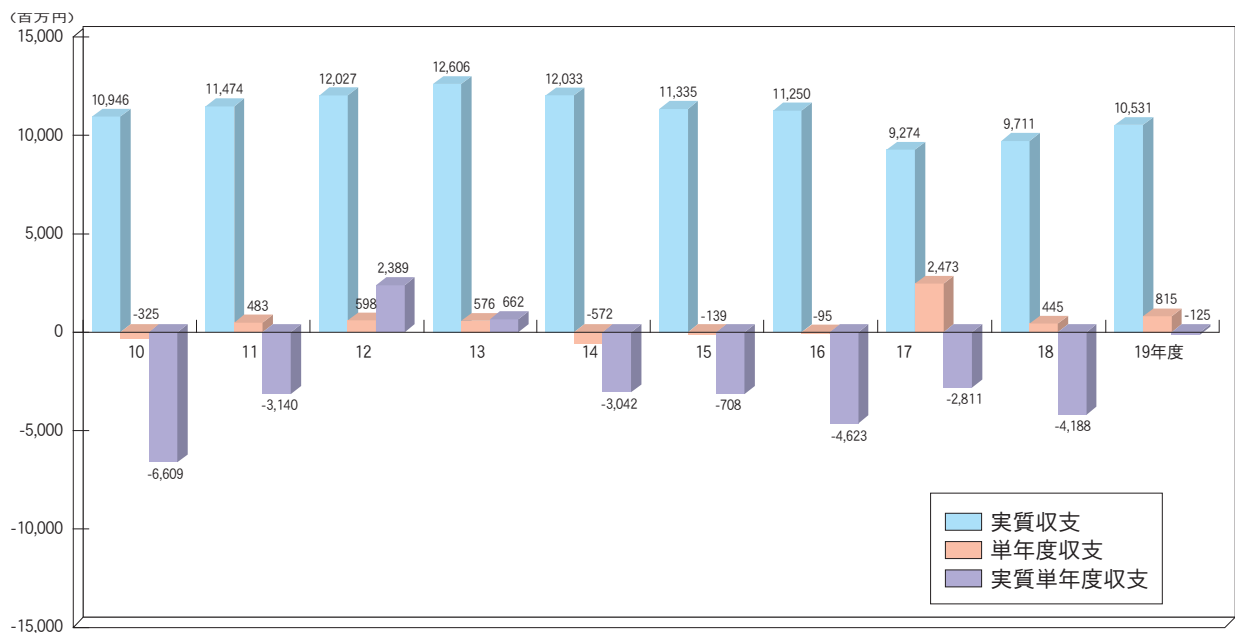
単年度収支は8.2億円の黒字となり、赤字団体は36団体中14団体でした（前年度は19団体）。

実質単年度収支は、▲1.3億円と6年連続して赤字となり、赤字団体は36団体中24団体でした（前年度は23団体）。

歳入歳出決算額の推移



決算収支の推移



市町村別普通会計決算収支の状況

平成19年度

(単位：百万円)

市町村名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
仙台市	393,696	389,693	4,004	586	203	149
石巻市	57,189	56,660	528	528	98	305
塩竈市	19,232	18,676	555	545	172	173
気仙沼市	20,715	20,277	438	415	106	-190
白石市	14,234	13,698	536	523	95	-82
名取市	21,627	21,113	514	429	54	-66
角田市	11,464	11,115	349	303	-116	-436
多賀城市	17,696	17,436	260	177	156	160
岩沼市	13,673	13,084	589	525	78	-72
登米市	41,266	40,561	705	601	70	310
栗原市	39,925	39,184	741	715	-45	864
東松島市	15,534	15,258	276	269	-76	-14
大崎市	51,715	51,142	573	552	-46	-82
市計	717,964	707,896	10,068	6,168	750	1,019
蔵王町	4,978	4,786	192	179	44	-24
七ヶ宿町	2,156	2,102	54	54	1	38
大河原町	7,000	6,752	248	248	103	-28
村田町	5,228	5,094	134	123	-11	-132
柴田町	10,082	9,995	87	64	-13	221
川崎町	4,475	4,229	246	227	51	-57
丸森町	7,733	7,418	315	268	126	-154
亘理町	9,063	8,789	274	271	-77	-253
山元町	5,453	5,143	310	285	19	-94
松島町	5,675	5,546	128	123	-79	-256
七ヶ浜町	5,242	5,055	187	187	1	46
利府町	8,193	7,972	221	218	-14	-91
大和町	9,113	8,815	298	298	186	-198
大郷町	4,088	3,930	158	150	25	-103
富谷町	8,759	8,423	336	336	-83	-80
大衡村	3,624	3,416	207	204	35	-55
色麻町	3,818	3,625	193	169	11	-12
加美町	12,579	12,274	305	297	-119	-367
涌谷町	6,120	6,033	87	87	14	51
美里町	9,571	9,433	138	133	-72	-163
女川町	7,150	6,958	192	190	-43	763
本吉町	4,491	4,414	77	70	21	6
南三陸町	8,585	8,399	186	181	-63	-202
町村計	153,174	148,600	4,574	4,363	65	-1,143
県計(仙台市含)	871,138	856,496	14,642	10,531	815	-125
県計(仙台市除)	477,442	466,803	10,639	9,945	612	-273

用語解説

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源(事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など)を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があり、この数値を単年度収支といいます。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。

例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支といいます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

※上表は端数処理により、合計と一致しない場合があります。

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計などがあります。

2 歳 入

(1) 歳入構造

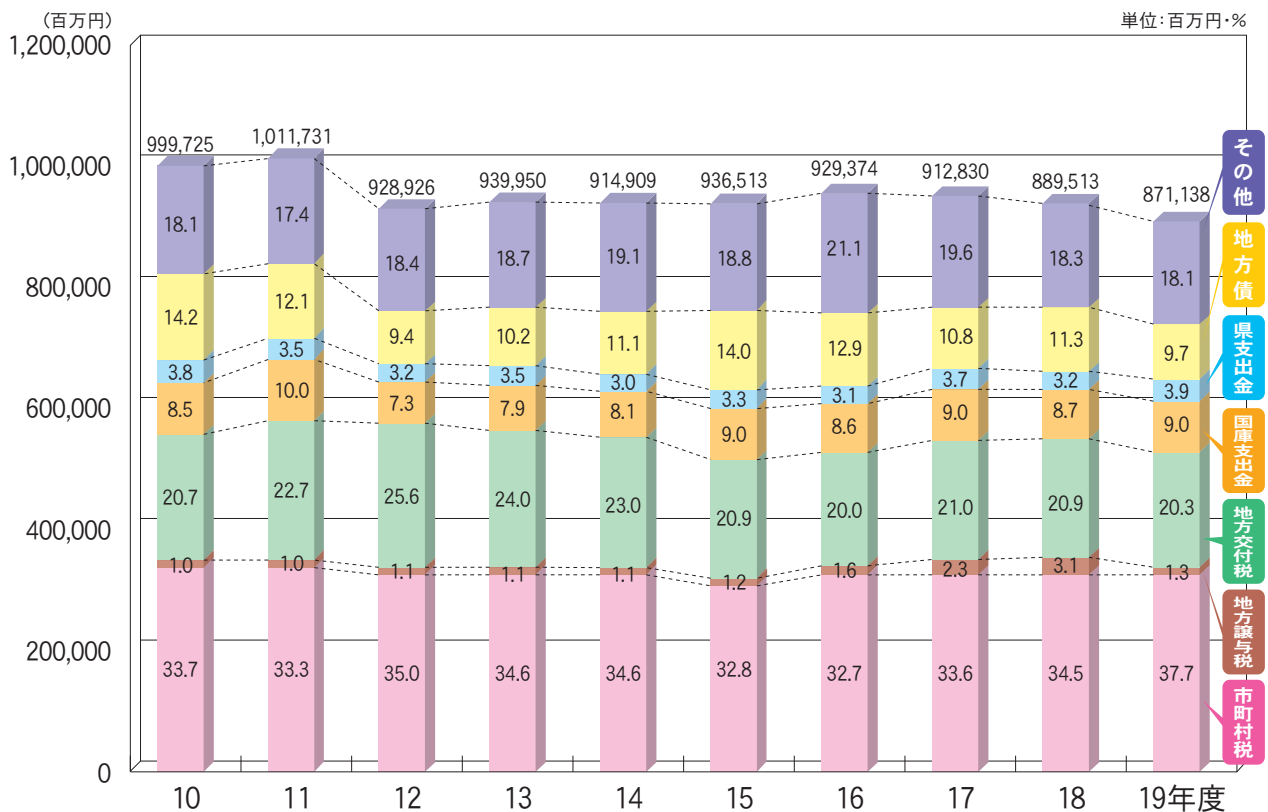
平成19年度の歳入は8,711.4億円で、前年度（8,895.1億円）に対して183.8億円（2.1％）の減少となりました。

歳入が減少した原因については、地方債や地方譲与税、地方交付税などの減少額が、地方税や県支出金、国庫支出金などの増加額を上回ったことが挙げられます。

地方債については、臨時河川等整備事業債や一般補助施設整備等事業債などの発行が増加したものの、旧地域総合整備事業債や臨時地方道整備事業債などの発行が減少したことにより、前年度と比較して16.6億円（16.5％）の減少となりました。

一方、地方税については、税源移譲や定率減税の廃止などの影響で、市町村民税収入が増加したことにより、前年度と比較して213.2億円（6.9％）の増加となりました。

歳入構成比の推移



用語解説

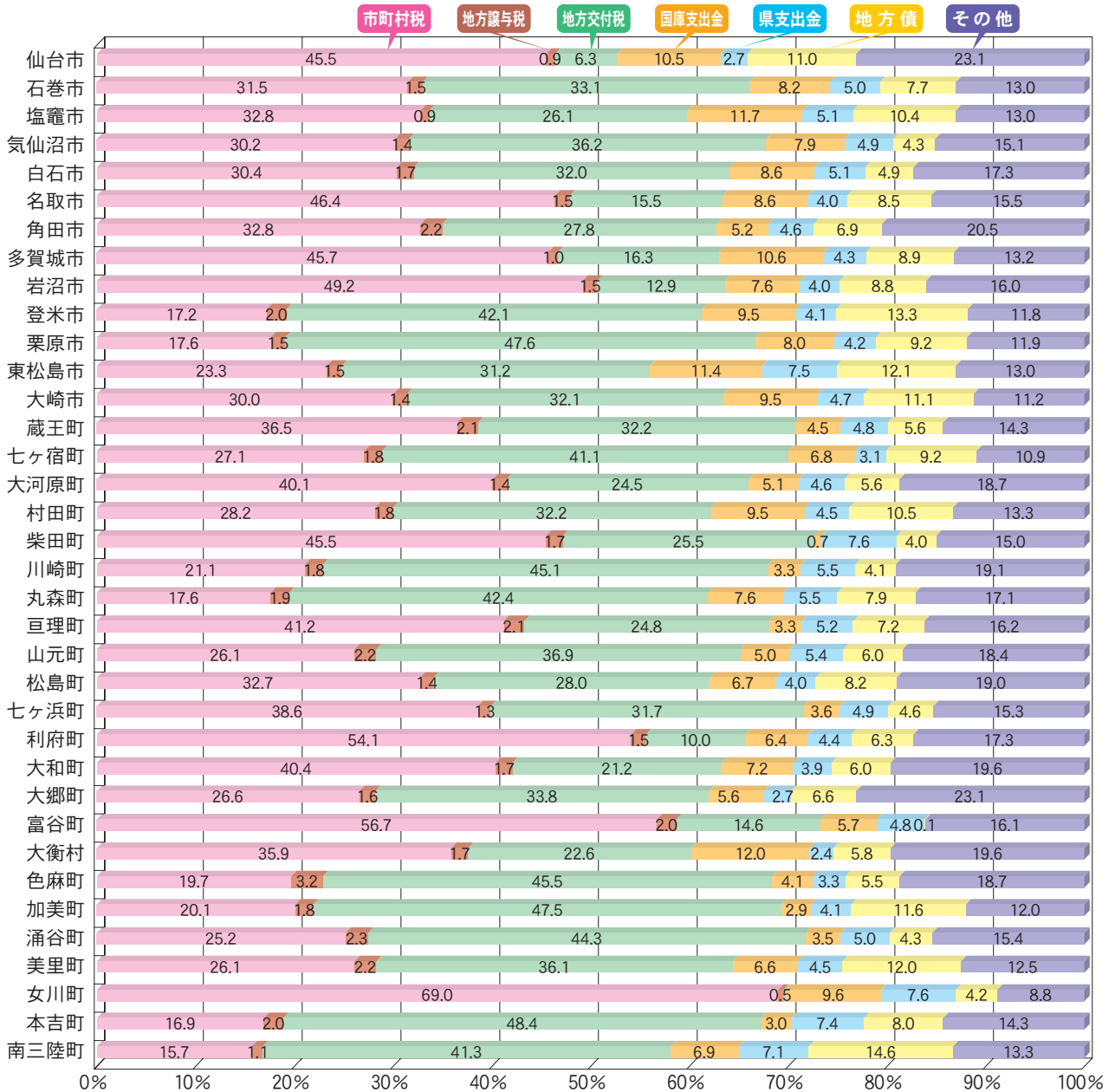
地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村民税があります。

地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、たとえば生活保護などは、地域の経済力に差があるとしても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っています。

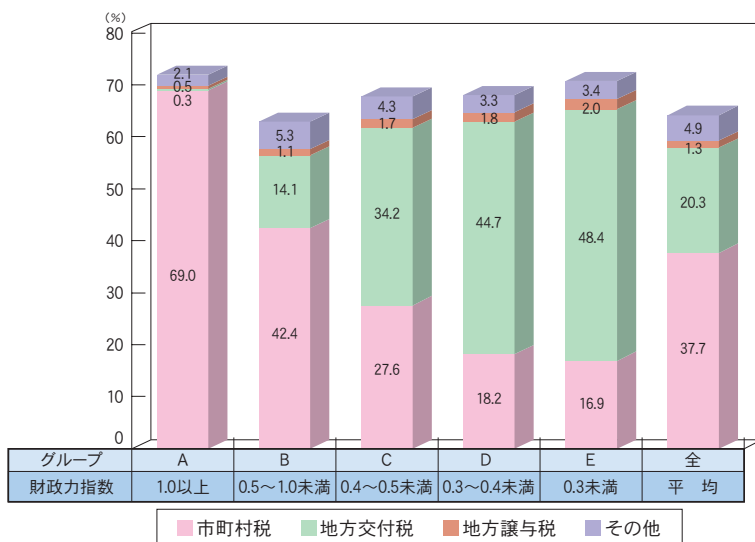
この地方税は、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるもので、いわば「地方公共団体の借金」です。

市町村別歳入構成比（平成19年度）



一般財源のなかの歳入に占める割合（平成19年度）



◎グループ別の該当団体

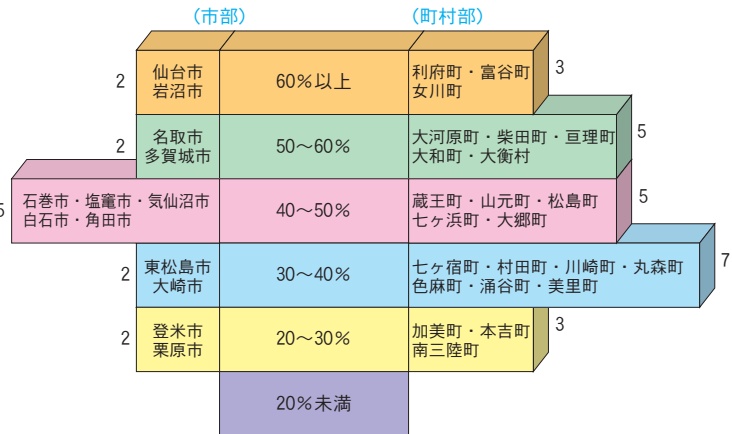
- A 女川町
- B 仙台市・石巻市・塩竈市・名取市
角田市・多賀城市・岩沼市・大崎市
蔵王町・大河原町・柴田町・亶理町
松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町
富谷町・大衡村
- C 気仙沼市・白石市・東松島市・七ヶ宿町
村田町・山元町・大郷町・美里町
- D 登米市・栗原市・川崎町・丸森町
色麻町・加美町・涌谷町・南三陸町
- E 本吉町

(2) 自主財源と依存財源

市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国または都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度47.3%より3.6ポイント増加し50.9%となりました。これは、税源移譲により地方交付税や地方譲与税が減少した一方、地方税が増加したことによるものです。

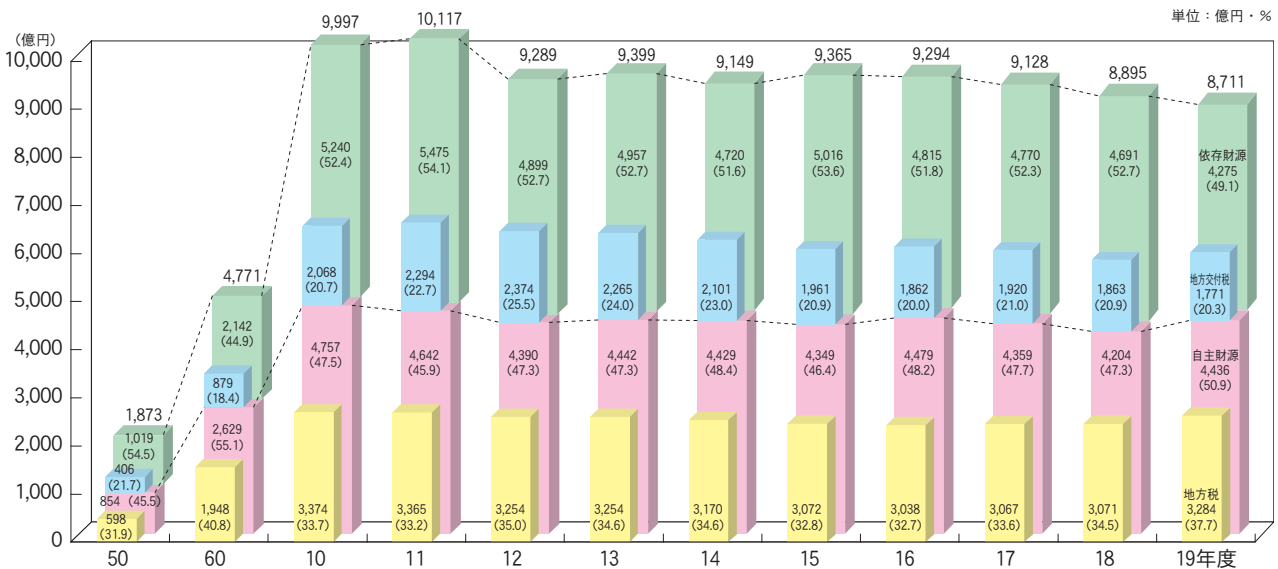
自主財源の割合別団体数（平成19年度）



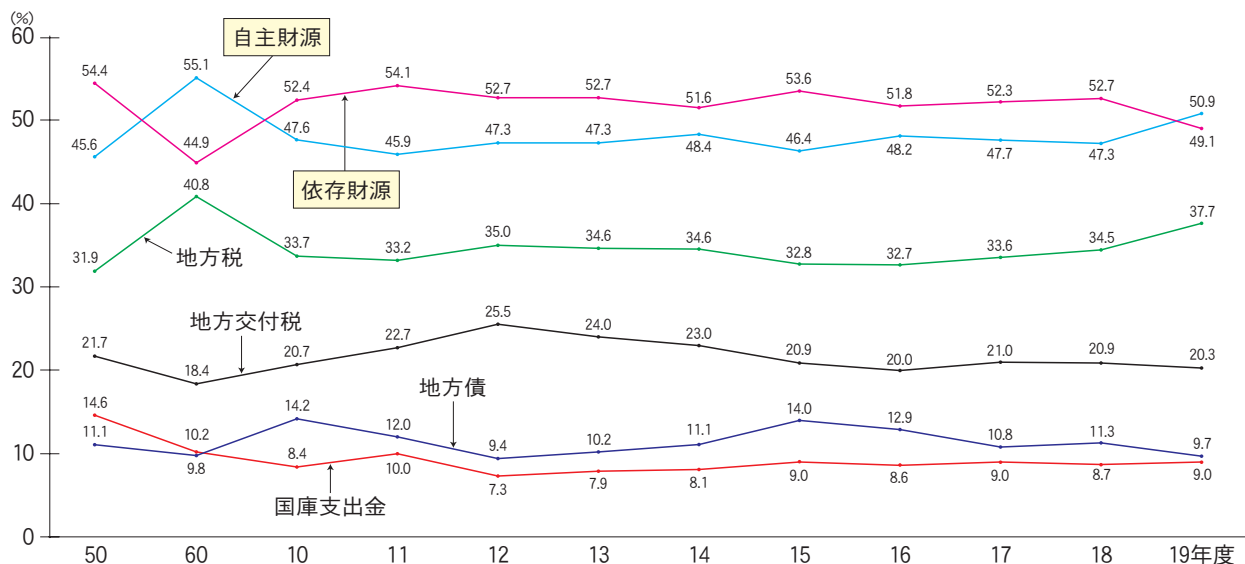
自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の構成

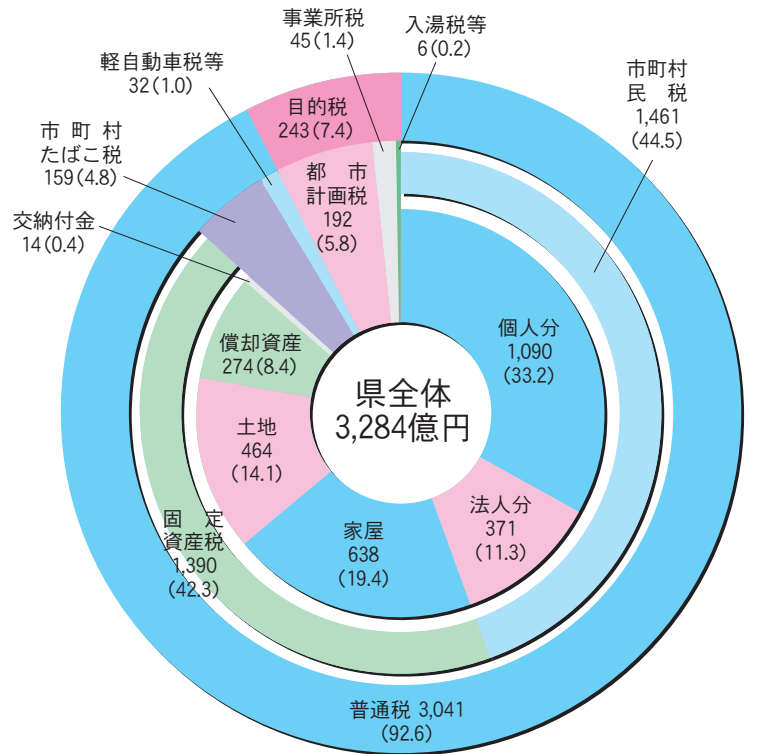
平成19年度の市町村税収入済額は、3,284.0億円と前年度から6.9%増加しました。これは、税源移譲の影響により市町村民税の所得割が大きく増加したことが主な理由です。

税目別に見ると、構成割合が第1位の市町村民税（44.5%）は前年度比16.0%増となりました。これは、所得割が税源移譲の影響により、24.1%増となったことによるものです。

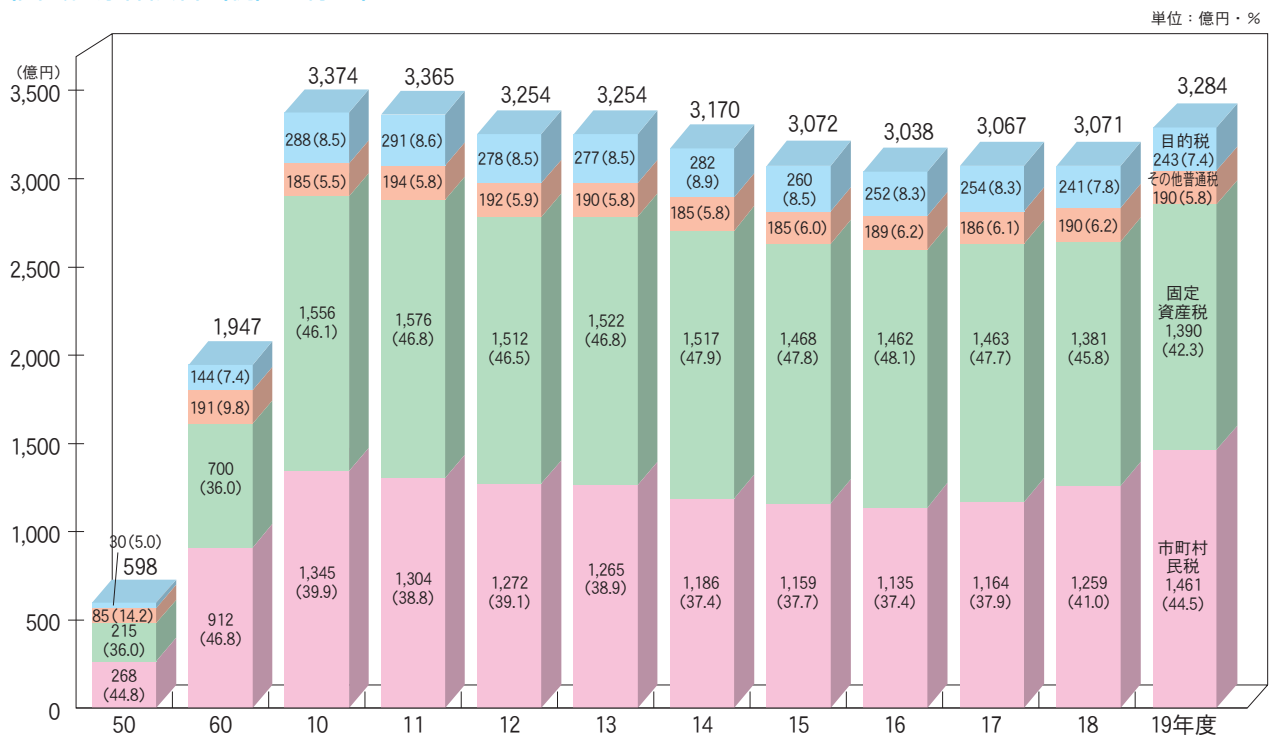
構成割合が第2位の固定資産税（42.3%）は、前年度比0.7%増となりました。これは、土地は地価の下落等により、償却資産は減価償却により減少となったものの、家屋の新築による増加が土地及び償却資産の減少を上回ったため、全体として増加したものです。

目的税については、都市計画税（5.9%）が前年度比0.8%増、事業所税（1.4%）が前年度比2.0%増となり、入湯税（0.2%）が前年度比5.4%減となっています。

市町村税の構成（平成19年度）
（国民健康保険料（税）を除く）



市町村税収入額（税目別）の推移
（国民健康保険料（税）を除く）

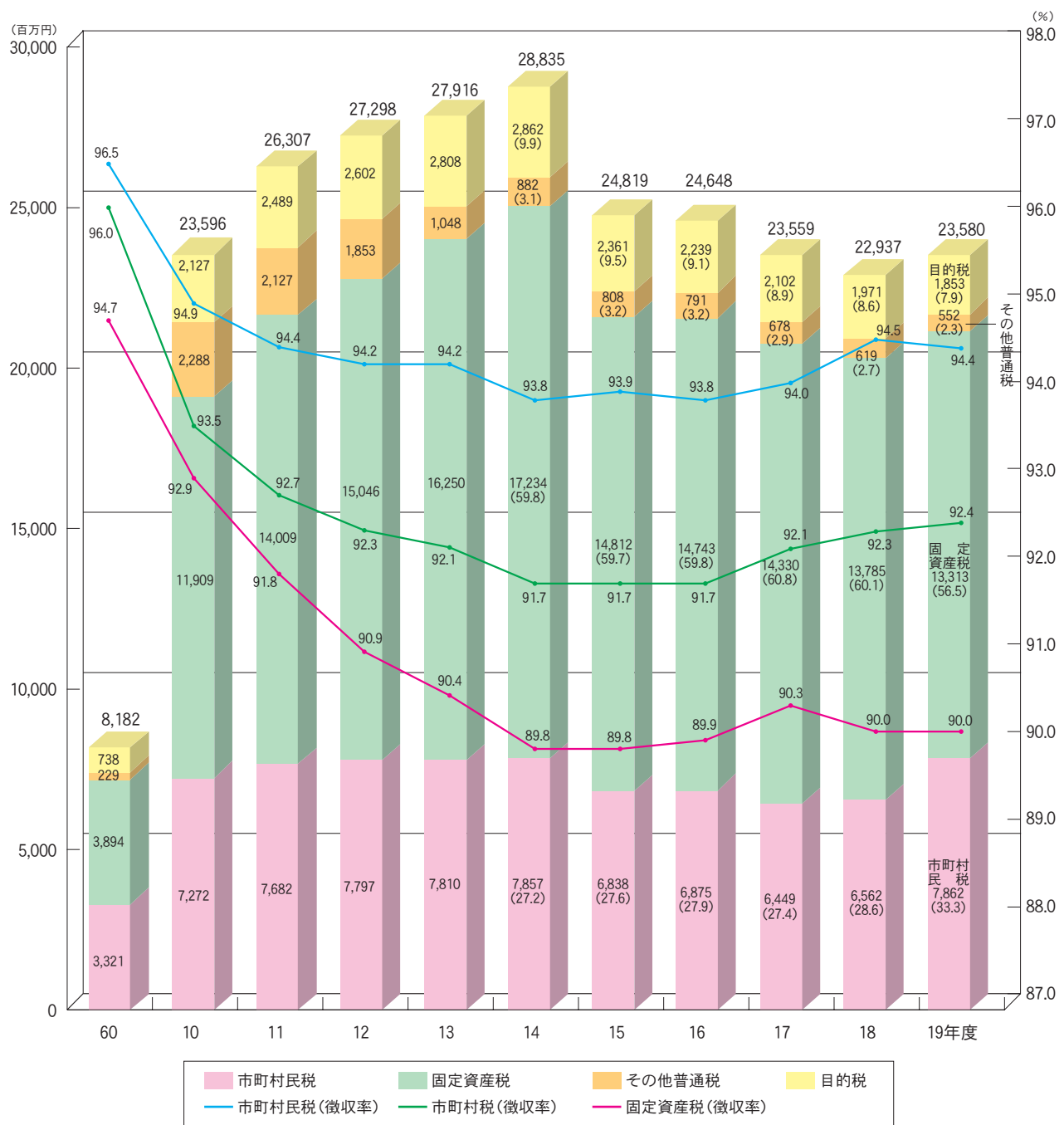


徴収実績は、県全体の徴収率が92.4%（前年度92.3%）と前年度より0.1ポイント上回りました。各市町村別の状況については、前年度の徴収率と同率または上回った市町村数は36団体中26団体（前年度36団体中17団体）で、残りの10団体は前年度の徴収率を下回りました。

主な税目別の徴収率は、市町村民税は94.4%（前年度94.5%）で前年度を0.1ポイント下回り、固定資産税は90.0%（前年度90.0%）で前年度と同率となりました。

次年度に繰越される収入未済額は、235.8億円と前年度から2.8%増加し、昭和60年度の81.8億円に比べると、約2.9倍となっています。

次年度に繰越される収入未済額と徴収率の推移 （国民健康保険料（税）を除く）



※平成15年度以降の「収入未済額」が激変しているのは、算出方法を見直したことによるもの。

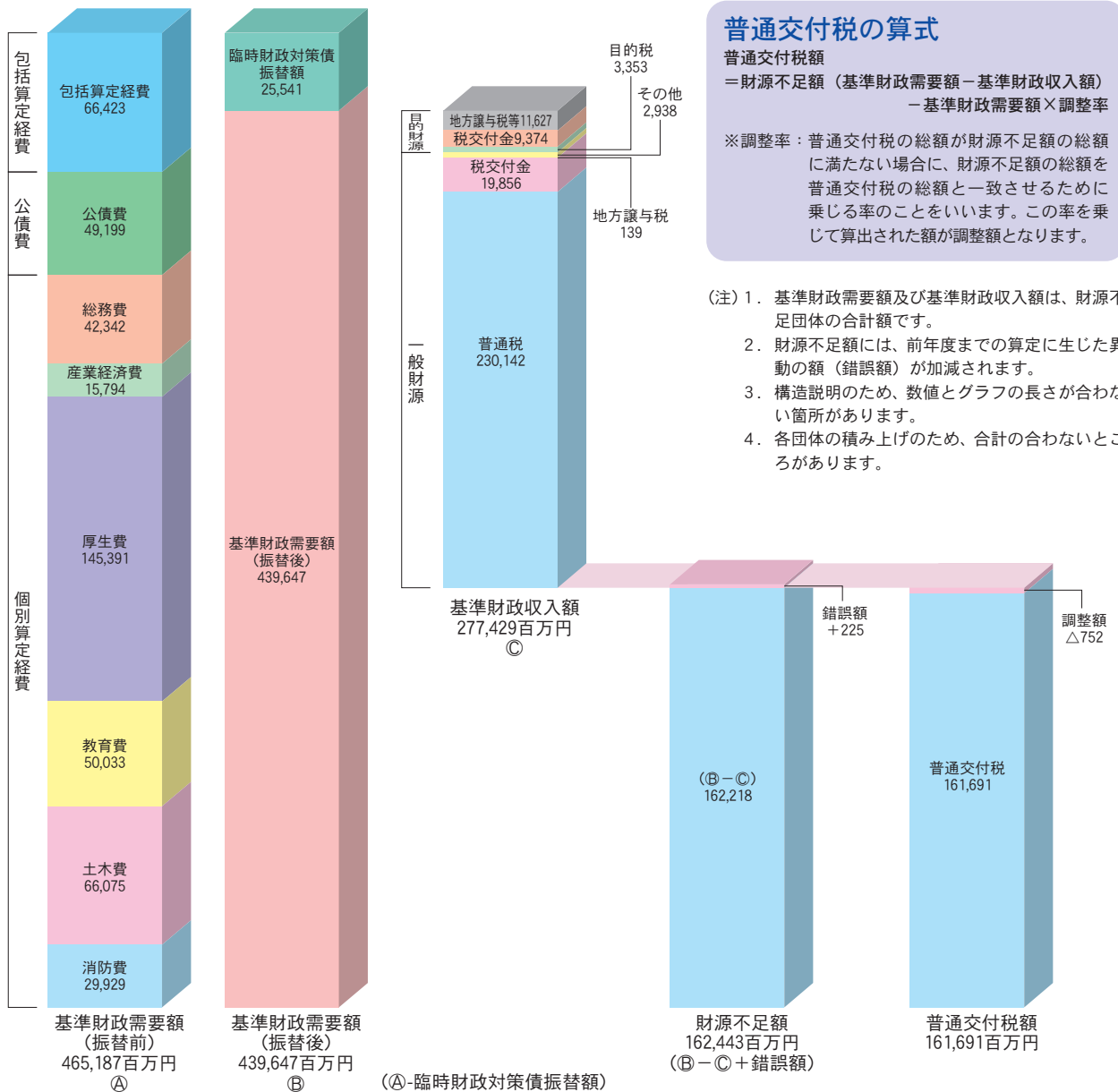
平成14年度まで：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」

平成15年度から：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」＋「還付未済額」－「不納欠損額」

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

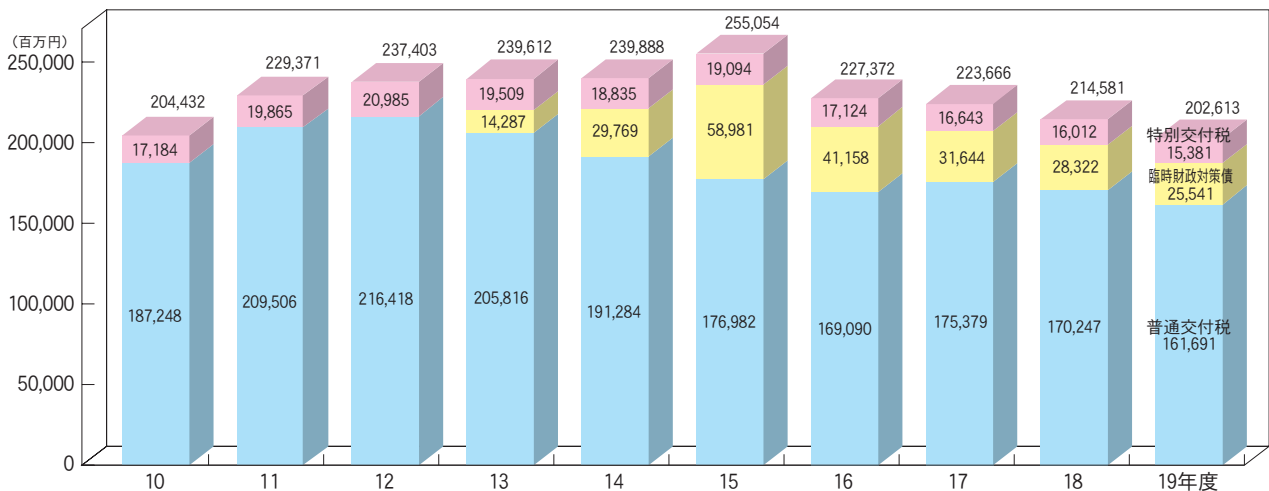
本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。



用語解説

- 基準財政需要額** 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。
 - 基準財政収入額** 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。
 - 臨時財政対策債** 地方の財源不足を国と地方が折半して補てんするための地方債のことです。平成13年度以降の地方負担分については、臨時財政対策債を発行するため基準財政需要額の一部が振り替えられています。
- なお、この地方債に係る償還金は、後の地方交付税で全額補てんされることになっています。

地方交付税の推移

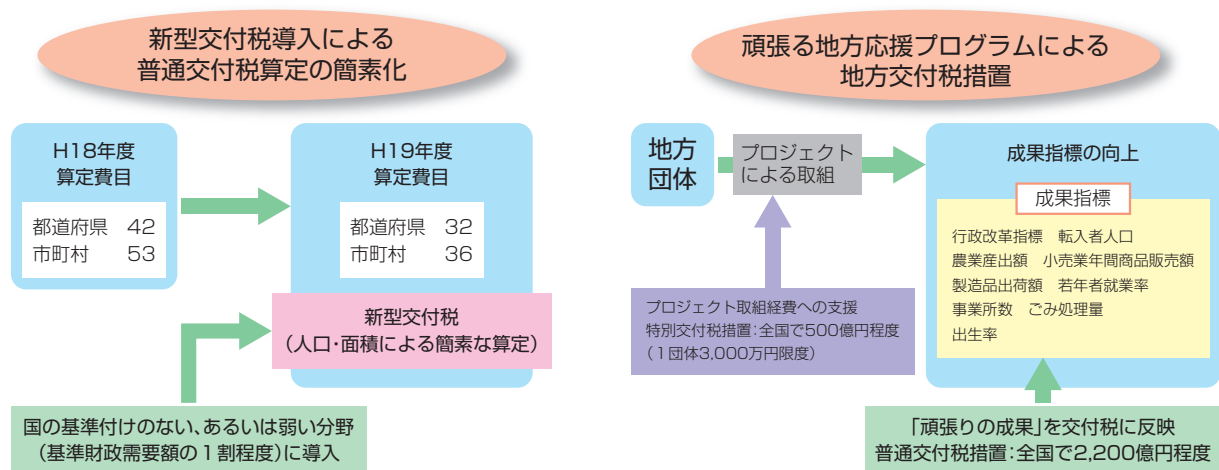


※平成13～19年度の臨時財政対策債は地方交付税の振り替えとしてできた制度ですが、形式としては地方債であるため、実際には借入れを行っていない市町村もあります。グラフ中の数値は「発行可能額」であり、実借入れ額と一致しません。

地方交付税額は、平成12年度をピークに減少傾向に転じましたが、これは普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替えられたためです。臨時財政対策債を含めた場合の普通交付税相当額は、平成15年度までは前年度を上回っていましたが、三位一体改革に伴い、平成16年度から減少に転じました。

●交付税改革

これまで、普通交付税は算定が複雑であると指摘されておりましたが、平成19年度から、人口と面積を基本とした新型交付税（包括算定）を一部導入し算定を簡素化しました。また、行政改革など魅力ある地域を目指し前向きに取り組む市町村への支援として「頑張る地方応援プログラム」による新たな交付税算定が行われることになりました。



用語解説

頑張る地方応援プログラム やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税や補助事業の優先採択などの支援措置を講じるもので、平成19年度から実施されています。地方公共団体のプロジェクトについては、総務省や各地方公共団体のホームページにより公表されています。

三位一体改革 平成13年度に成立した小泉内閣において、地方分権推進に向け、国と地方の行財政システムを抜本的に変えることを目的として進められた改革。平成16～18年度に、国庫補助負担金の改革（約4.7兆円）、税財源の移譲（約3兆円）と合わせ地方交付税の削減（約5.1兆円）が行われました。

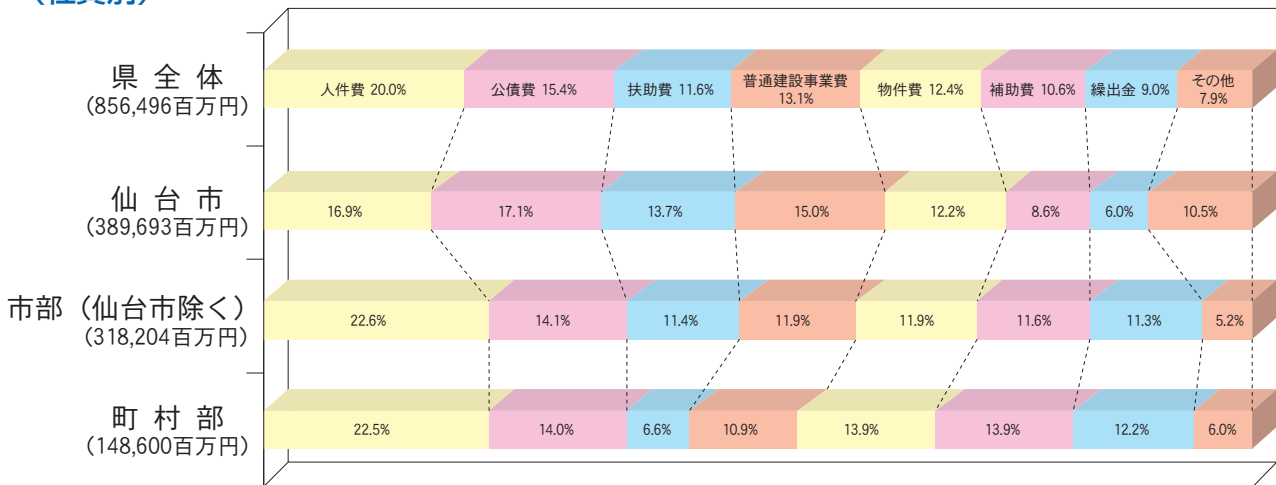
3 歳 出

(1) 歳出構造

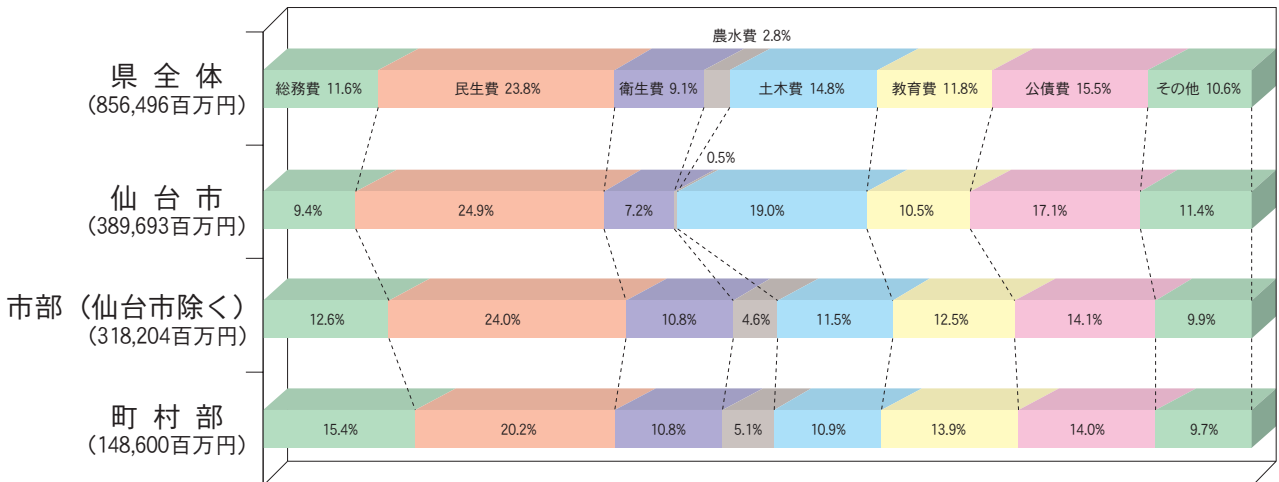
平成19年度の歳出は8,565.0億円で、前年度（8,727.4億円）に対して162.4億円（1.9%）の減少となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」と、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」がありますが、宮城県内の市町村についてはそれぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造（平成19年度） （性質別）



（目的別）

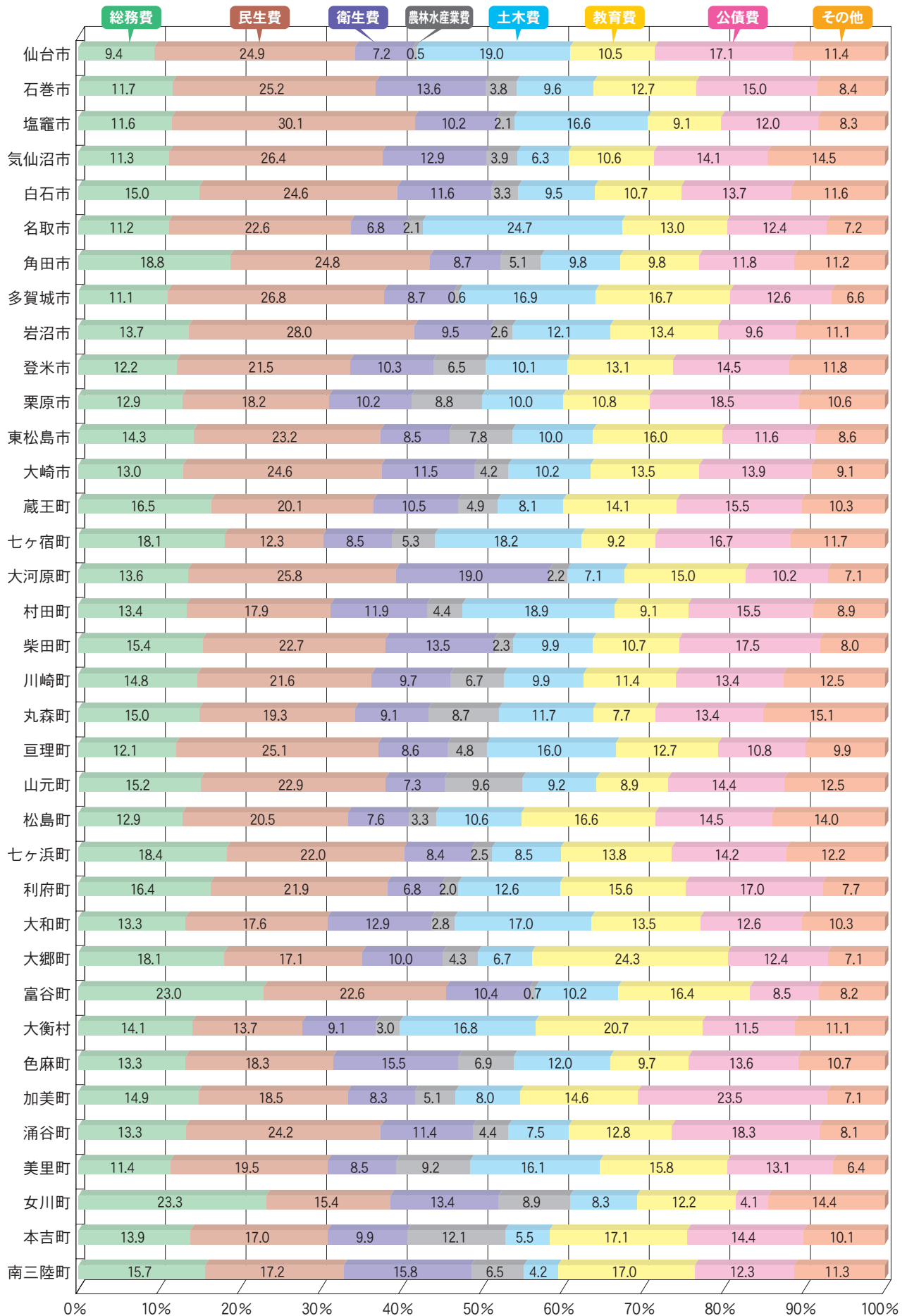


用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費など、予算や決算の節という区分を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

目的別分類 歳出をその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費など、予算や決算の款及び項という区分を基準として分類したものです。

市町村別目的別歳出構成比（平成19年度）

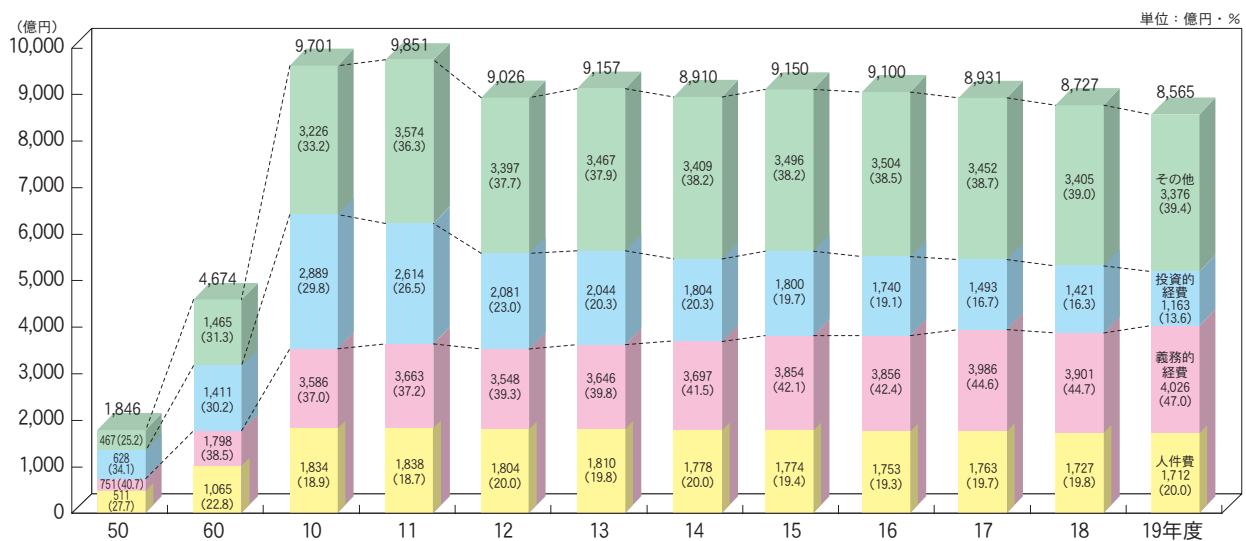


(2) 経費別決算額の推移

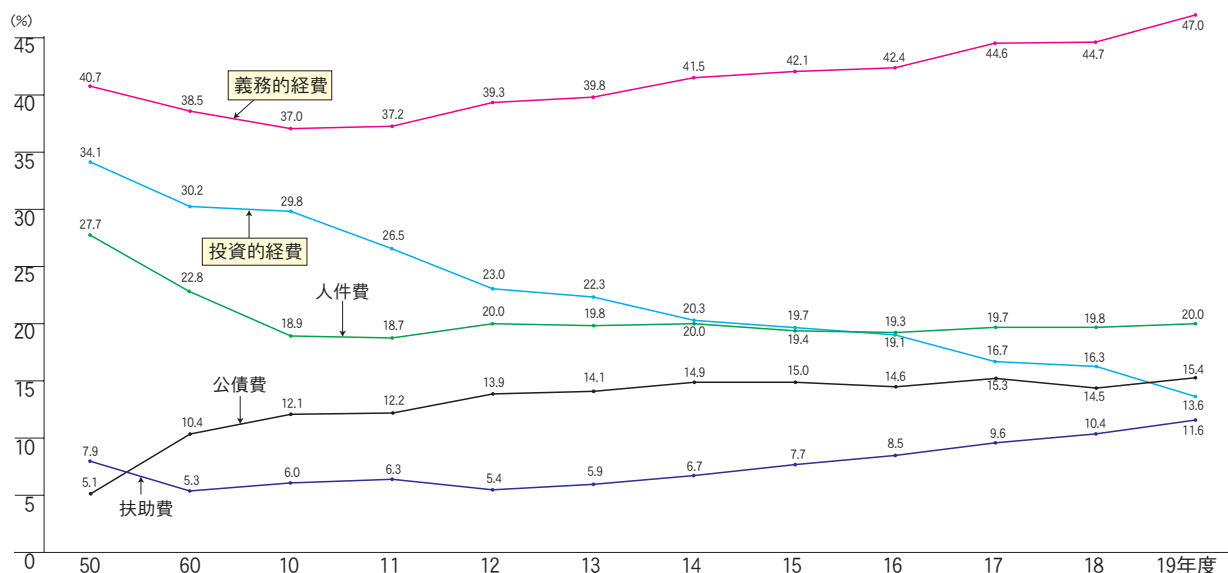
義務的経費は、前年度と比較して3.2%増の4,025.6億円で、歳出総額に占める割合は47.0%となりました。内訳としては、人件費が集中改革プランに基づく退職者不補充などの職員数削減により、前年度と比較して0.9%の減、扶助費が児童手当の拡充、障害者自立支援給付金の増加等により、前年度と比較して9.3%の増、公債費が前年度と比較して4.4%の増となりました。

投資的経費は、前年度と比較して18.2%減の1,162.9億円と9年連続で減少し、歳出総額に占める割合は13.6%となりました。内訳としては、普通建設事業費が単独事業を中心に建設事業が減少したことにより、前年度と比較して17.2%の減、災害復旧事業費が前年度と比較して39.3%の減となりました。

歳出決算額の推移



義務的経費・投資的経費の割合の推移



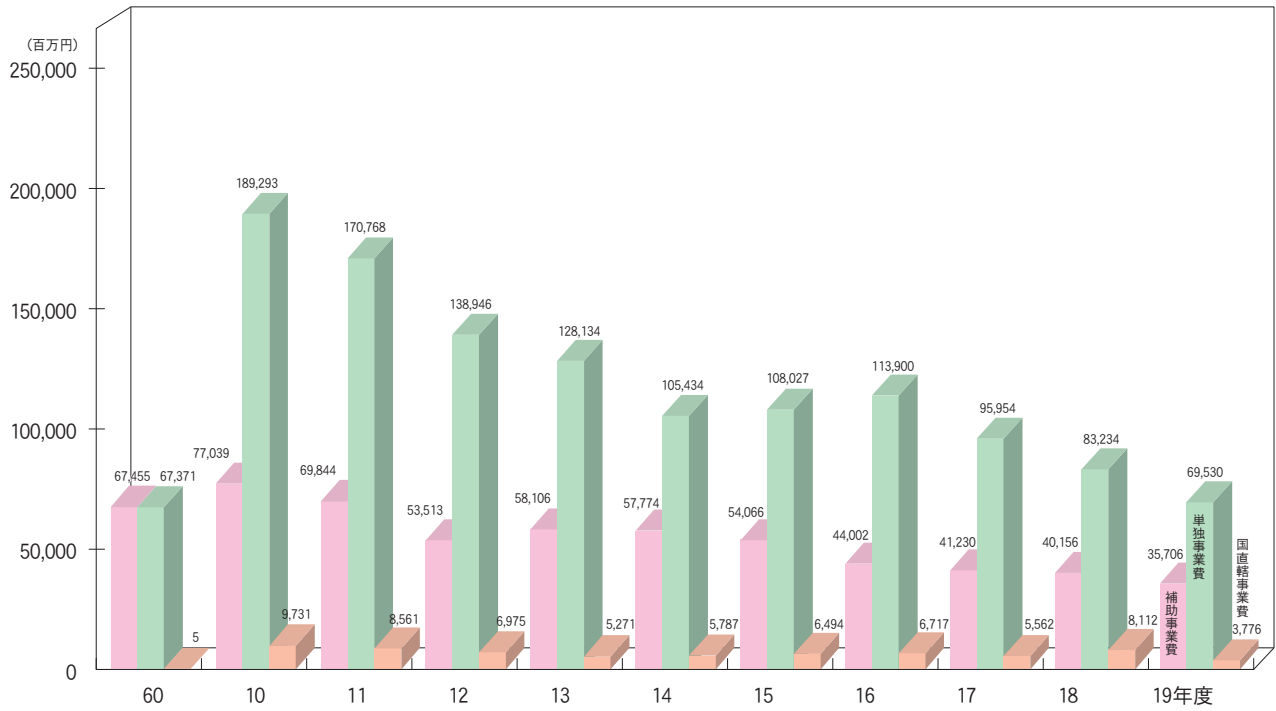
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

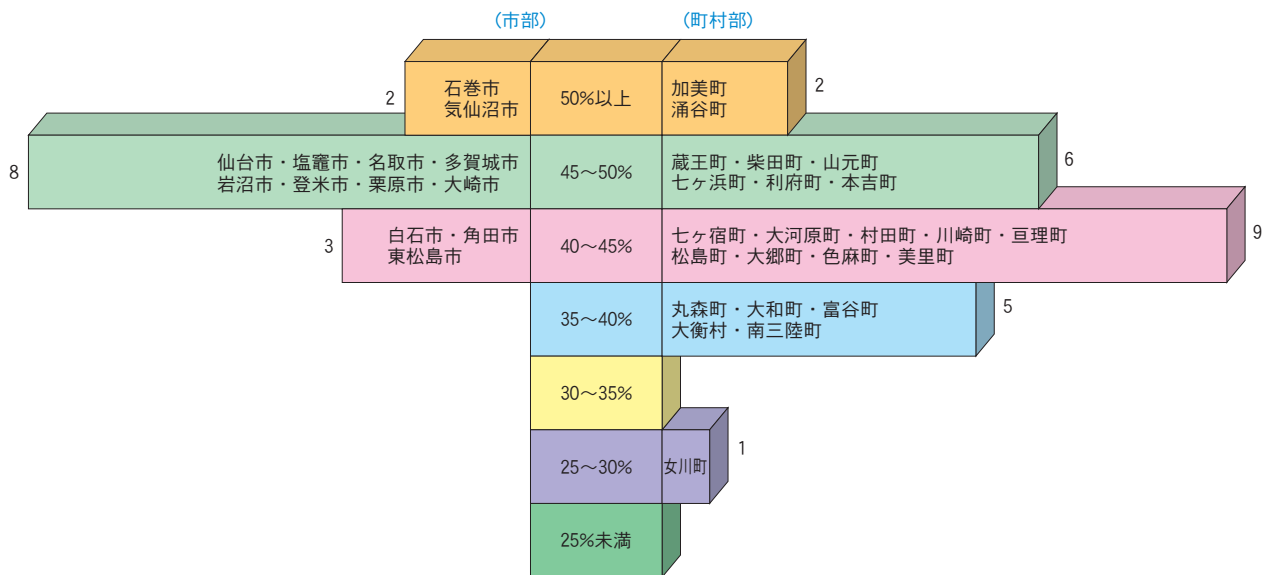
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いと言えます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

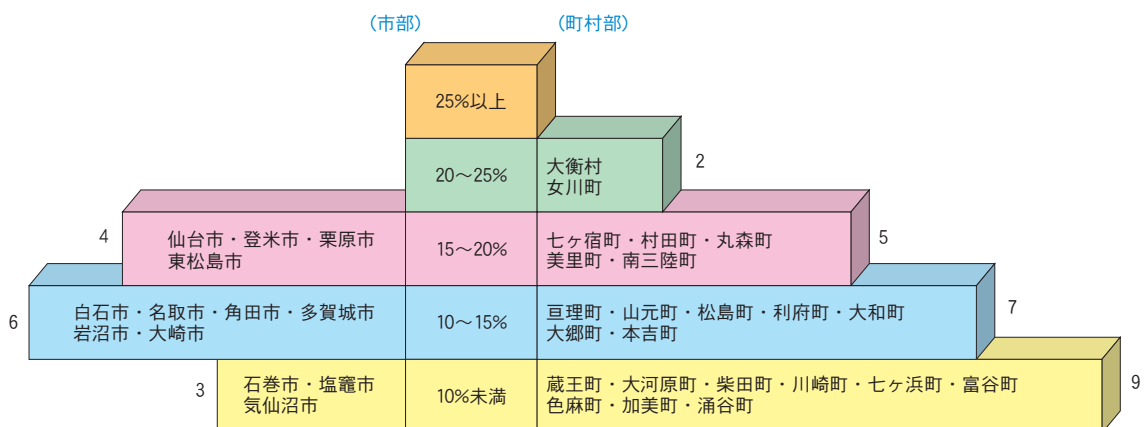
普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数 (平成19年度)



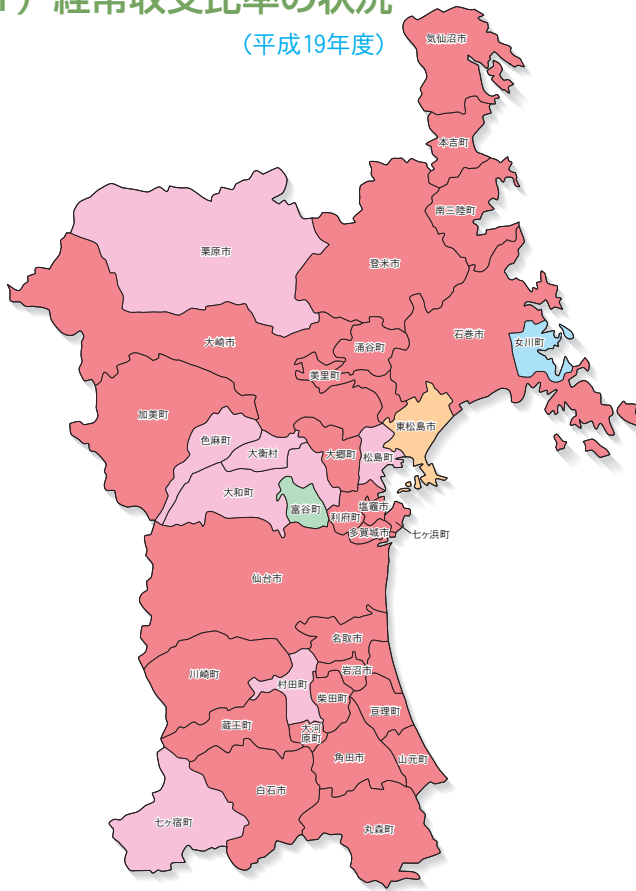
投資的経費の割合別団体数 (平成19年度)



4 財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成19年度)



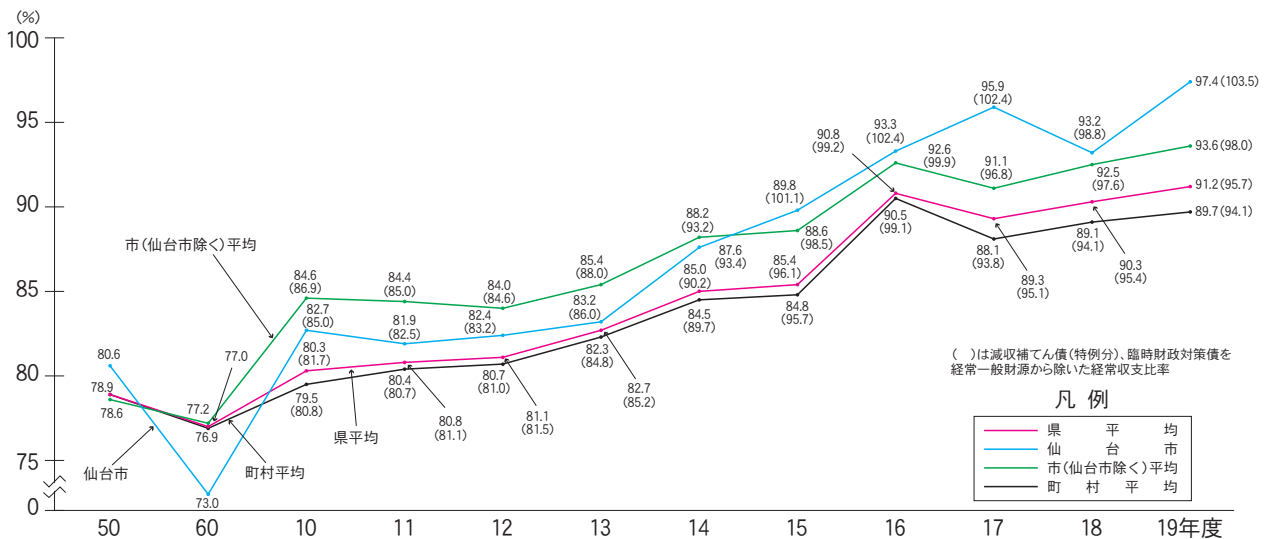
財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、単純平均では91.2%と前年度（90.3%）より0.9ポイント上昇しました。加重平均では94.6%と前年度（92.3%）より2.3ポイント上昇しており、依然として硬直的な財政状況が続いております。

また、段階的分布状況を見ると、90%以上が26団体、80%以上90%未満が8団体となっており、36団体のうち34団体が80%を超えています。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
75%未満		0	1	1
75～80%未満		0	1	1
80～85%未満		1	0	1
85～90%未満		1	6	7
90%以上		11	15	26
計		13	23	36

※減収補てん債（特例分）・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率

経常収支比率の推移（平均は単純平均）



用語解説

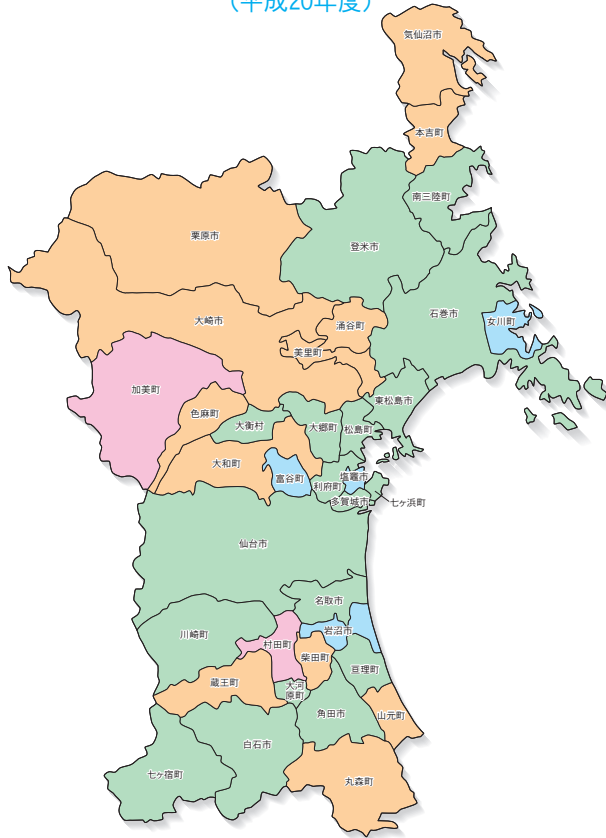
経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入（経常的一般財源）が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられています。

〔算式〕

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補てん債(特例分)} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(平成20年度)



平成20年度の実質公債費比率（平成17～19年度の3ヶ年平均）は、単純平均で13.6%となり、前年度より、1.7ポイント減少しました。

起債許可団体となる18%以上の団体は、前年度より3団体減少し2団体となりました。

なお、早期健全化基準を上回る団体はありませんでした。

●起債許可団体

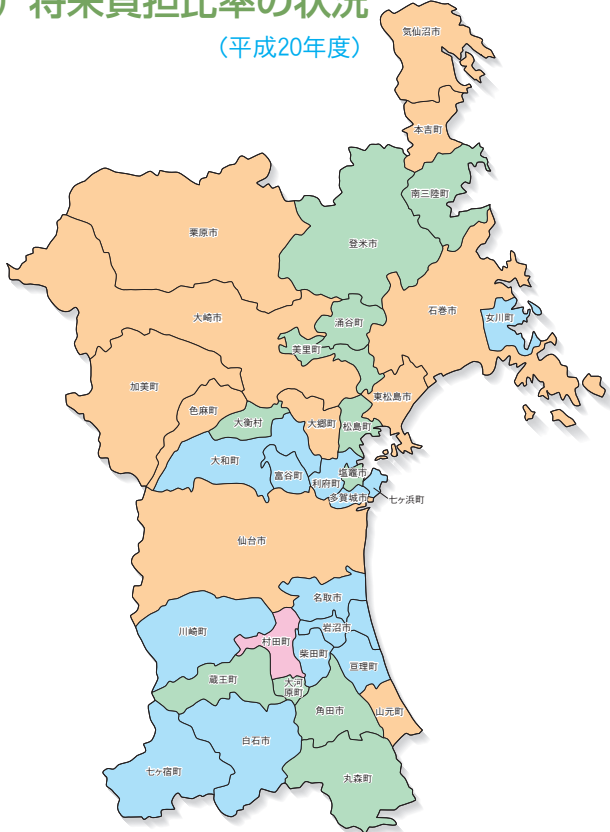
村田町 20.9%（前年度22.3%）

加美町 19.6%（前年度21.0%）

区 分	団体系	団体数		
		市	町村	計
10%未満	■	2	2	4
10～15%未満	■	8	10	18
15～18%未満	■	3	9	12
18～25%未満	■	0	2	2
25%以上	■	0	0	0
計		13	23	36

(3) 将来負担比率の状況

(平成20年度)



平成19年度決算から算定することとなった将来負担比率は、単純平均で109.4%、加重平均で132.9%となりました。

なお、早期健全化基準を上回る団体はありませんでした。

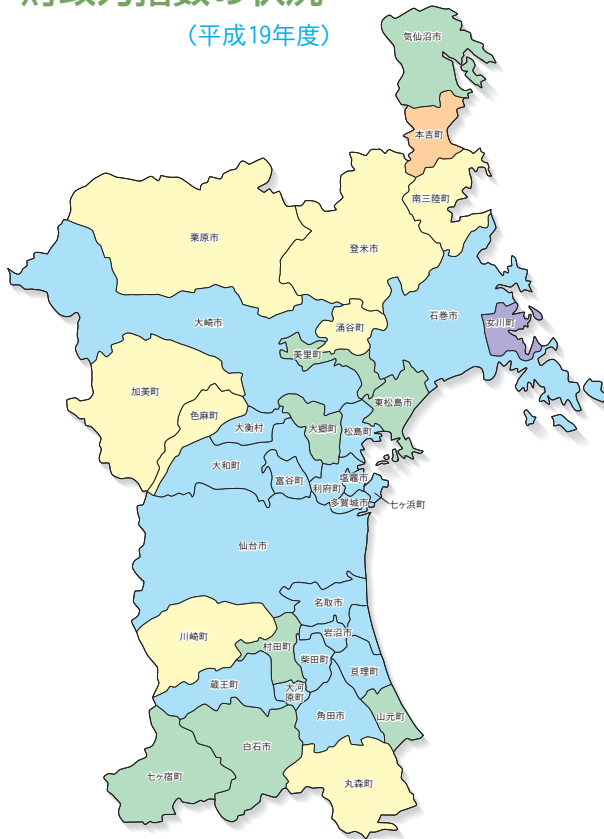
区 分	団体系	団体数		
		市	町村	計
100%未満	■	4	9	13
100～150%未満	■	3	8	11
150～200%未満	■	6	5	11
200～350%未満	■	0	1	1
350%以上	■	0	0	0
計		13	23	36

用語解説

実質公債費比率、将来負担比率 P.3 参照

(4) 財政力指数の状況

(平成19年度)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数（平成17～19年度の3ヶ年平均）は、単純平均で0.549（前年度0.542）、加重平均で0.644（前年度0.629）となりました。

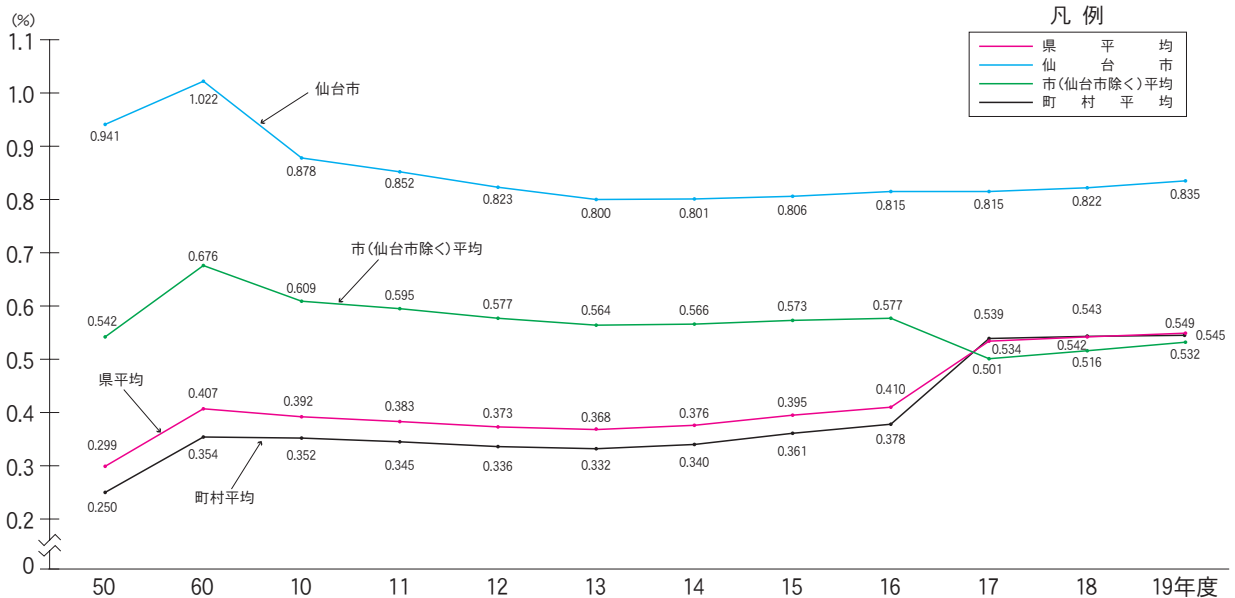
なお、地方交付税の不交付団体となる1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上	紫	0	1	1
0.5～1.0	青	8	10	18
0.4～0.5	緑	3	5	8
0.3～0.4	黄	2	6	8
0.2～0.3	橙	0	1	1
0.2未満	粉	0	0	0
計		13	23	36

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいほど財政力が強いとみることができます（基準財政収入額・基準財政需要額についてはP.11参照）。

〈算式〉

$$\text{財政力指数 (単年度)} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

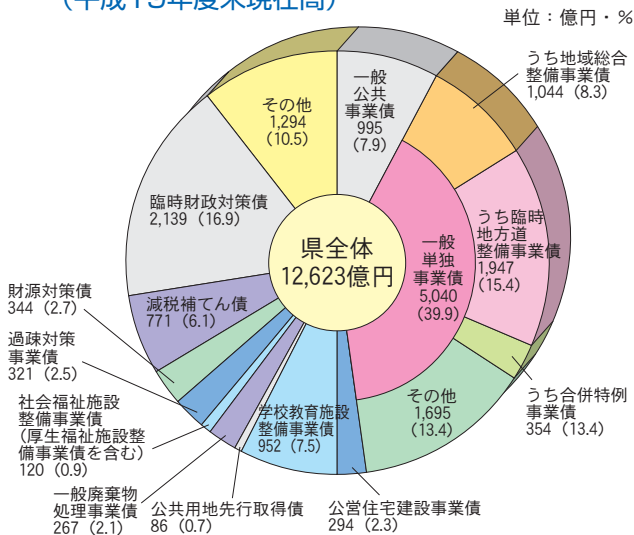
(5) 将来にわたる財政負担の推移

いわゆる「地方公共団体の借金」である地方債現在高は、平成19年度末現在で1兆2,623億円となり、減少傾向にあります。依然として、多額の「借金」を残している状況です。

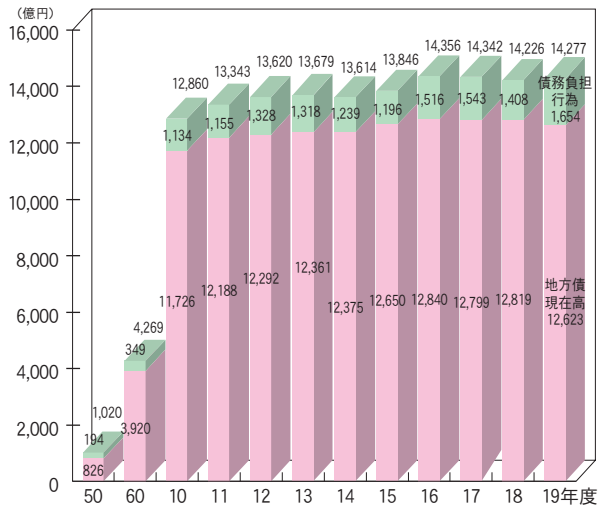
また、地方債残高に、将来的に支出が伴う債務負担行為を加えると1兆4,277億円にのぼり、将来にわたる財政負担は増加しています。

このことから、今後の財政構造の硬直化が懸念されます。

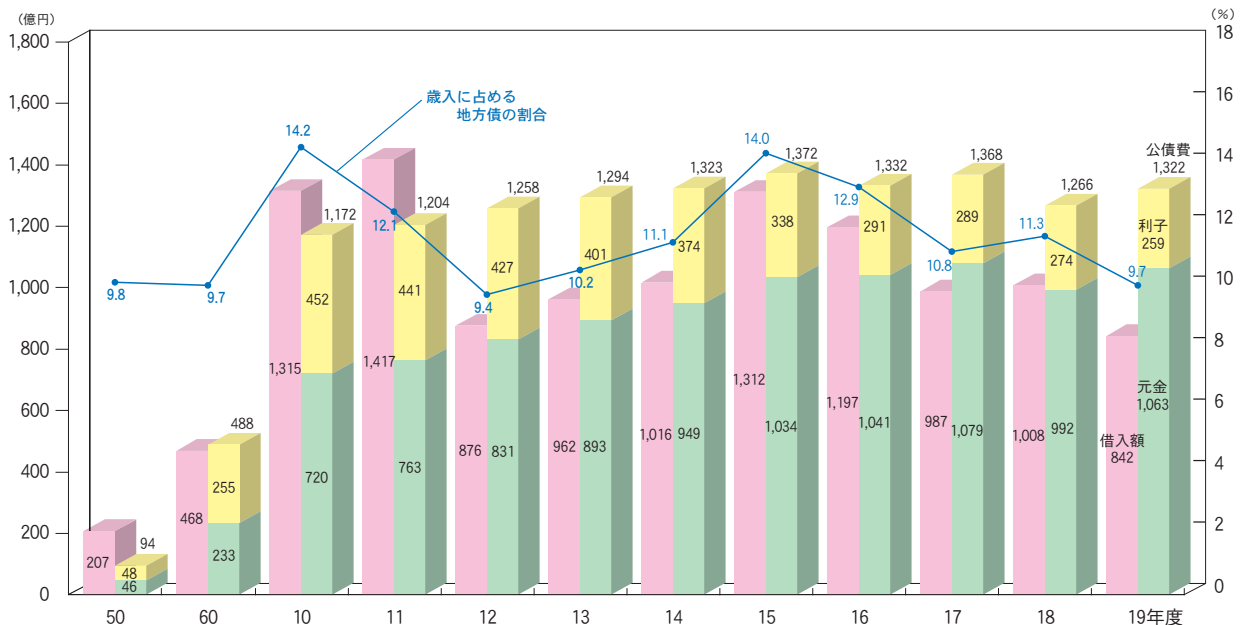
地方債現在高の状況
(平成19年度末現在高)



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

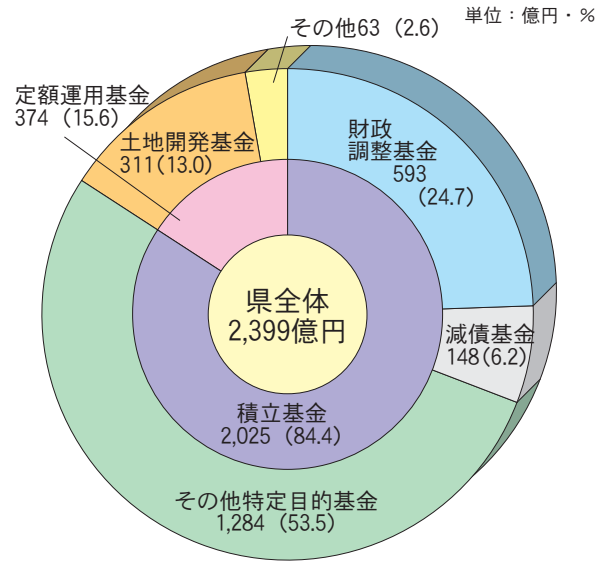
債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。

5 年度間の財源調整

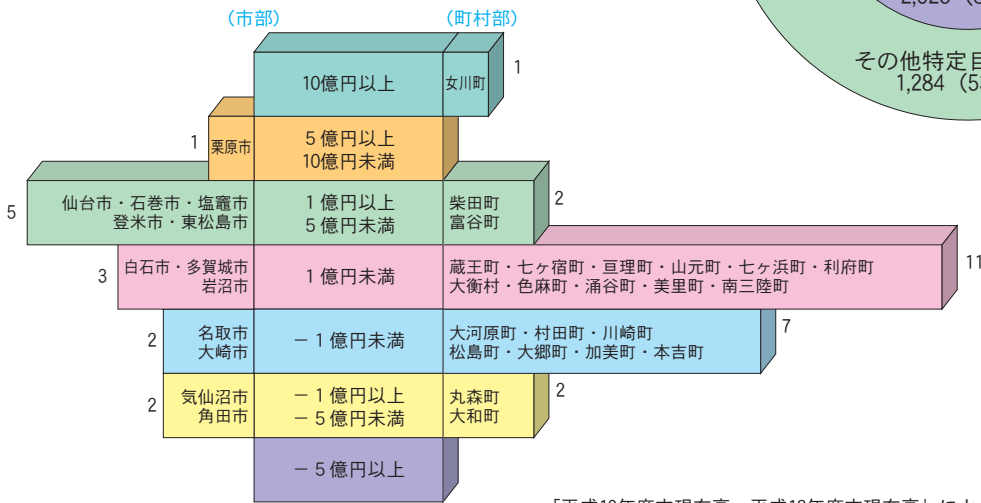
(1) 基金の状況

平成19年度末における積立金現在高は、県全体で2,024.8億円となり、前年度の2,008.4億円と比較して16.4億円(0.8%)の増となりました。内訳を見ますと、財政調整基金が28.1億円(5.0%)、その他特定目的基金が9.1億円(0.7%)とそれぞれ増となったのに対し、減債基金は20.8億円(12.3%)の減となりました。

基金の状況 (平成19年度)

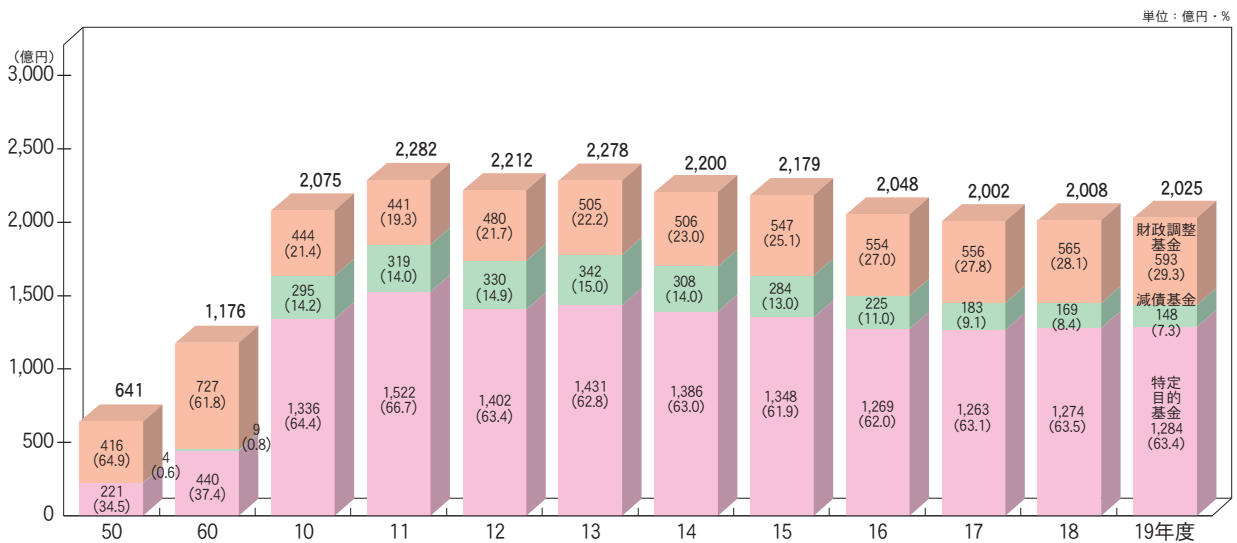


財政調整基金単年度積立額 (平成19年度)



〔平成19年度末現在高－平成18年度末現在高〕による。

積立基金現在高の推移



用語解説

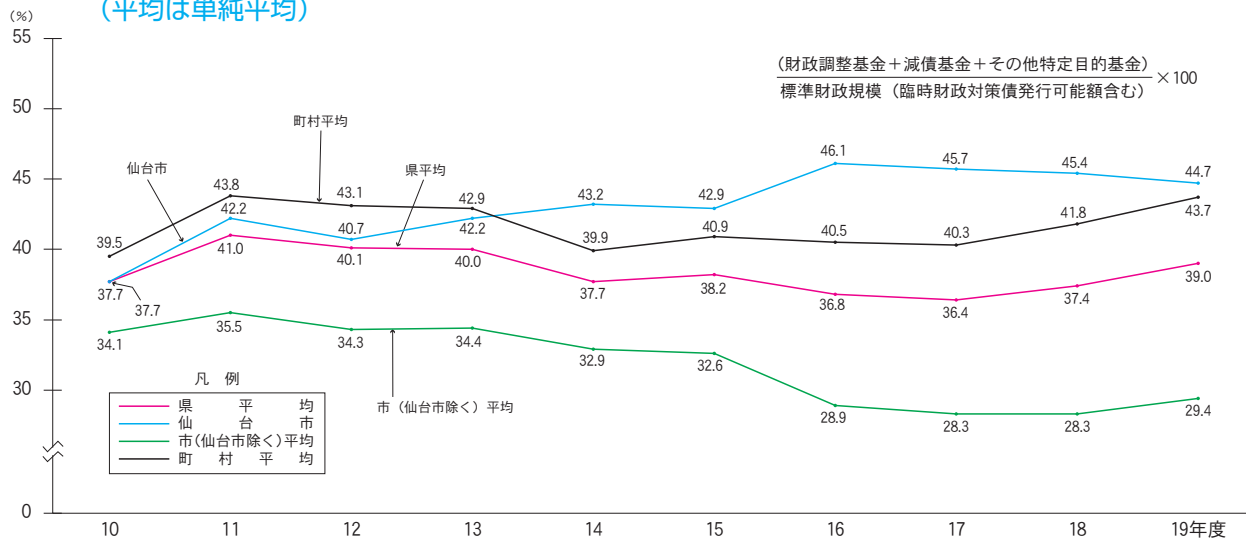
基金 ある特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるため、または定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

(2) 積立金現在高比率

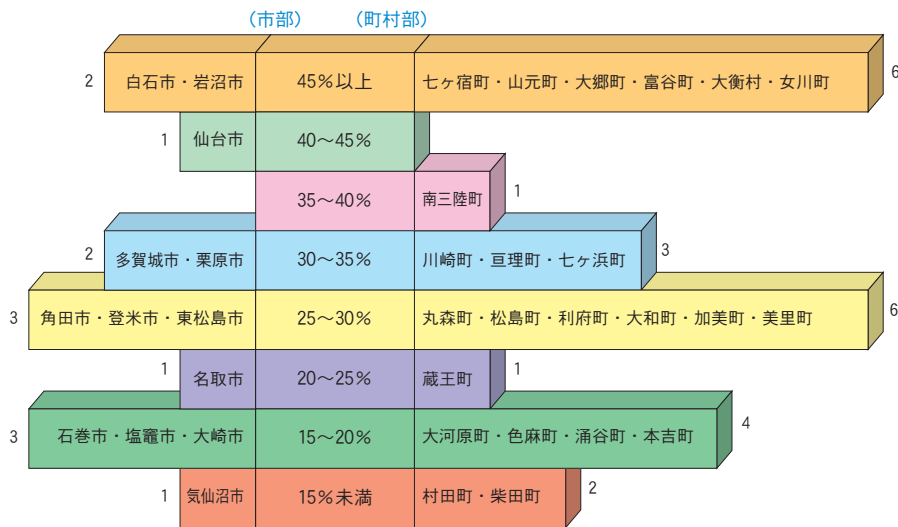
どの程度「貯金」があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では、39.0%となり、前年度(37.4%)より1.6ポイント上昇しております。将来の財政運営を見込んでの財政調整基金への積立が比率上昇の要因であります。減債基金の積立が前年度より減少しており、依然として厳しい財政運営が続いていることが伺えます。

積立金現在高比率の推移

(平均は単純平均)



積立金現在高比率別の団体数 (平成19年度)



用語解説

財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

特定目的基金 特定の目的(高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等)のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということがいえます。

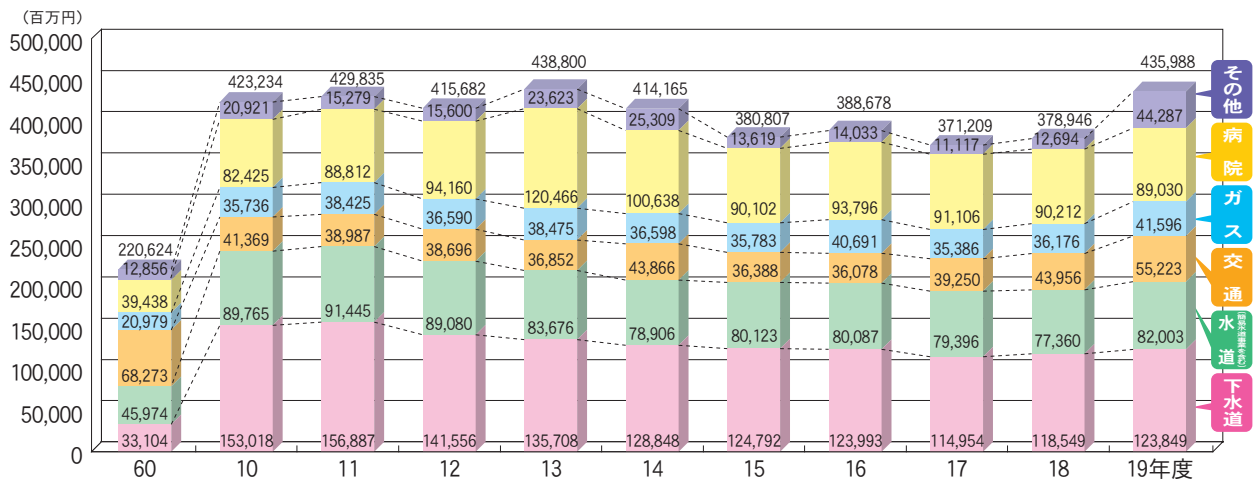
標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために、必要な經常的一般財源の総量を示すものです。

第3章 公営企業会計

平成19年度の決算規模は全体で4,359.9億円となり、前年度（3,789.5億円）から570.4億円の増となりました。これを普通会計の歳出決算額（8,565.0億円）と比較すると、およそ50.9%の額に相当し、市町村財政運営の中でも極めて大きな位置を占めています。

決算規模を事業別に見ると、下水道事業が公営企業全体の28.4%を占めており、以下、病院事業20.4%、水道事業（簡易水道事業を含む。）18.8%等となっています。

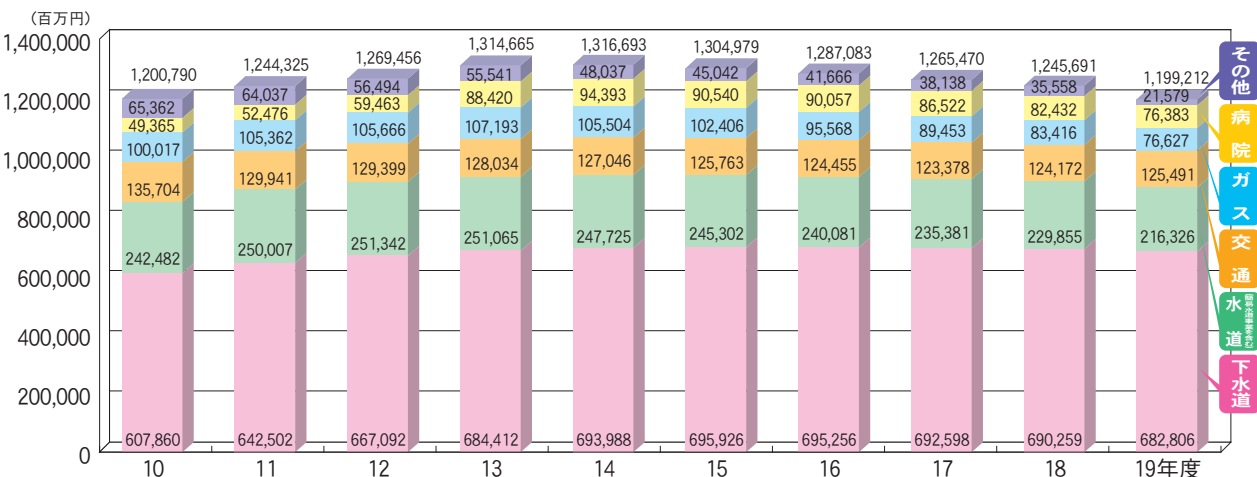
市町村公営企業決算規模の推移



平成19年度末の企業債現在高は1兆1,992.1億円で、前年度（1兆2,456.9億円）から464.8億円の減となっており、平成14年度をピークに減少傾向となっています。

企業債現在高を事業別に見ると、下水道事業が最も多く、全体の56.9%と半分以上を占めており、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。）18.0%、交通事業10.5%等となっています。

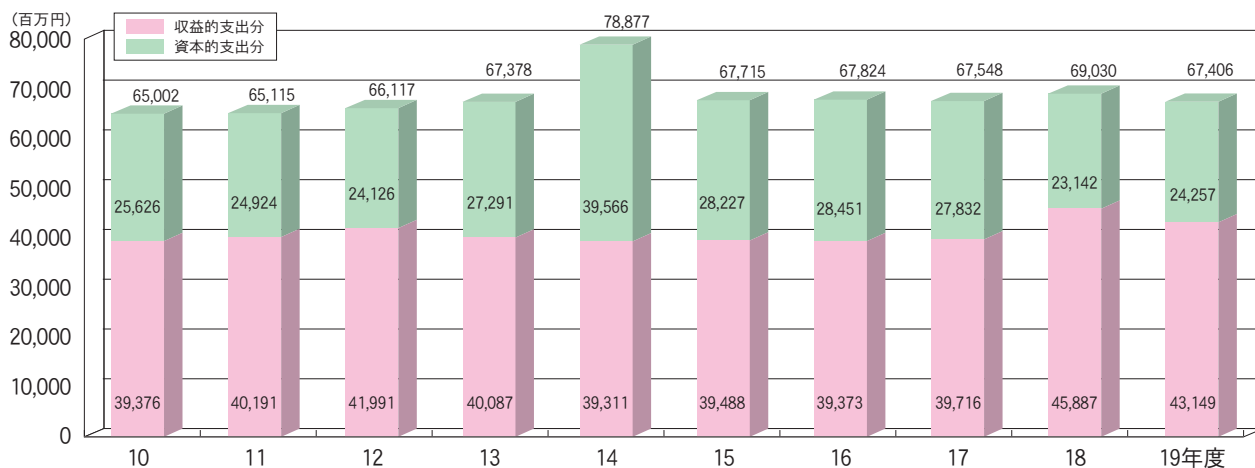
企業債現在高の推移



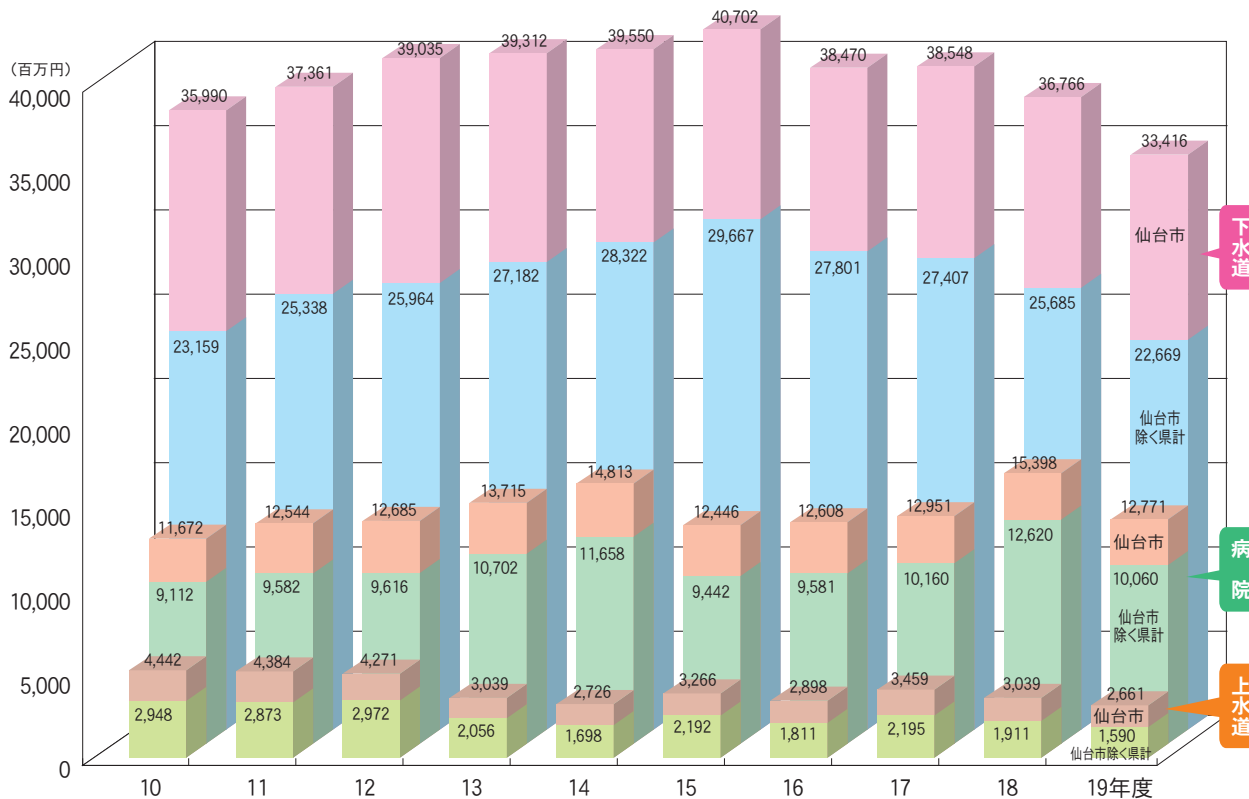
平成19年度の他会計繰入金は公営企業全体で674.1億円となり、前年度（690.3億円）から16.2億円の減となりました。この内訳を見ると、収益的支出に充てられた繰入額は431.5億円で、収益的収入に占める割合は14.4%となっています。一方、資本的支出に充てられた繰入額は242.6億円で、資本的収入に占める割合は19.7%となっています。

公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計等の他会計が負担すべき又は負担できる経費もありますが、これらの経費以外の経費は、独立採算性の原則により経営に伴う収入で賄うことが必要です。しかし、依然として多くの事業において他会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。

他会計繰入金の推移



一般会計から主な公営企業会計に対する繰出金等の推移



用語解説

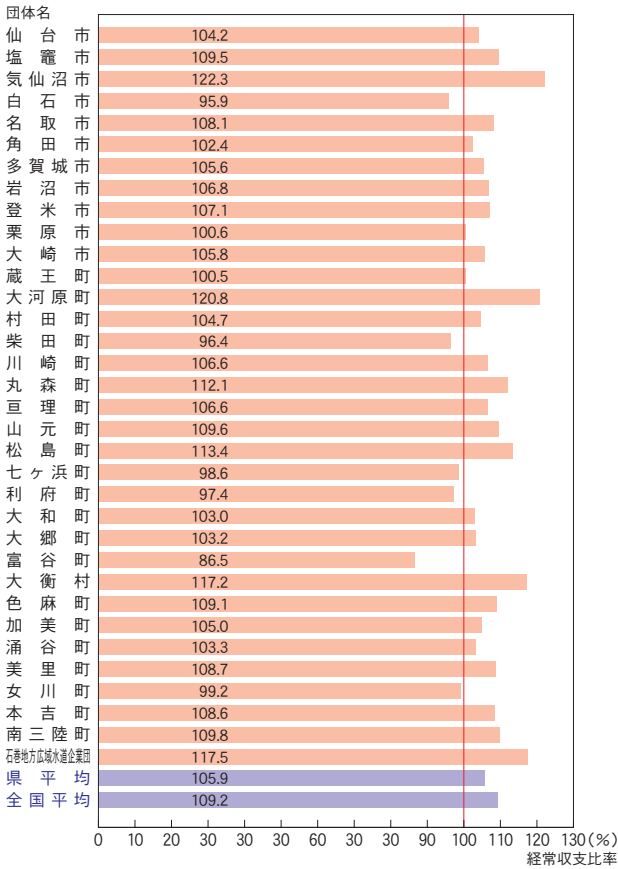
他会計繰入金 一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して、料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるための財源が繰入れられています。その繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

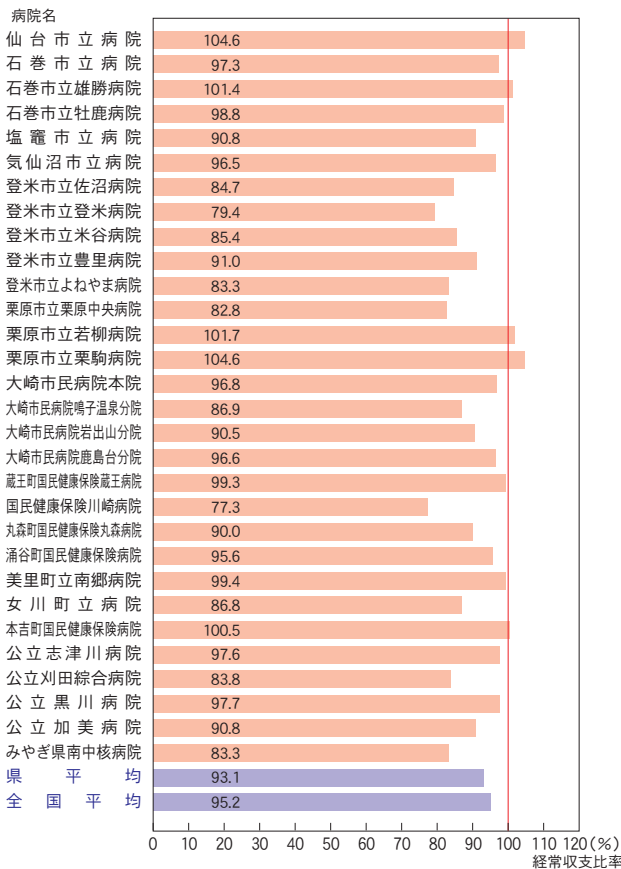
資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

平成19年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率 (上水道事業及び法適用簡易水道事業)

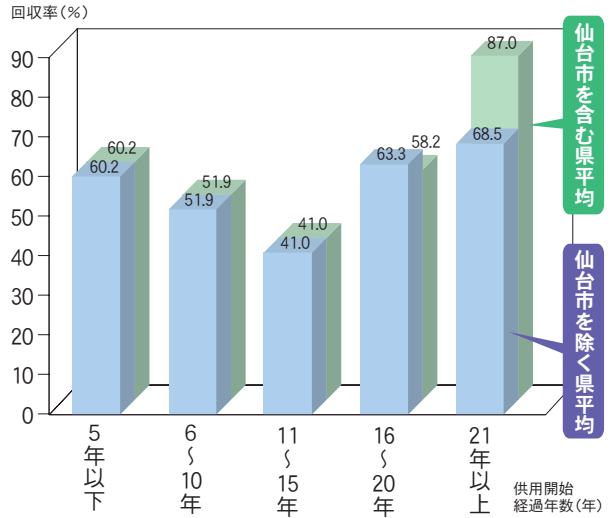


市町村立病院の経常収支比率

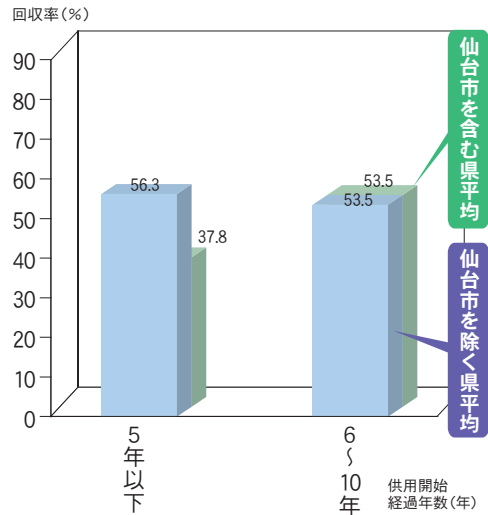


下水道事業における県内平均経費回収率

(1) 公共下水道等の集合処理施設



(2) 浄化槽(市町村整備事業分)



用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を切る場合は収益が費用を下回る状態です。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100 (\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入で賄えているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

$$\frac{\text{使用料単価} (= \text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} (= (\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100 (\%)$$

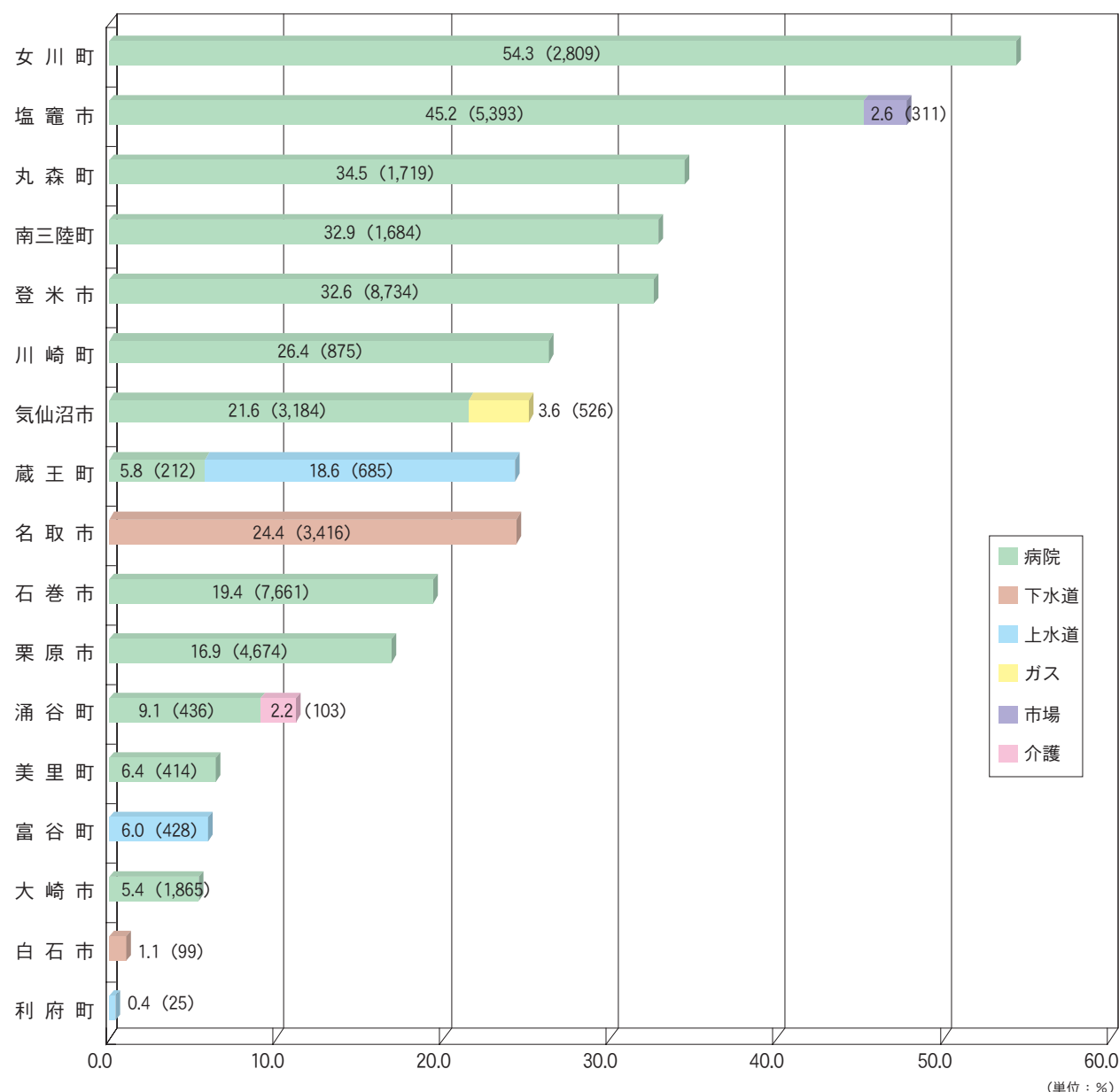
●標準財政規模に対する累積欠損金の割合

平成19年度末において、累積欠損金を有する事業（実質収支で赤字が生じた事業を含む。以下同じ。）は25事業（仙台市及び一部事務組合・企業団を除く。）で、累積欠損金の額は452.6億円に上ります。

事業別に見ると、病院事業が13事業と最も多く、下水道が5事業、水道事業が4事業、ガス、市場及び介護サービス事業が各1事業となっています。

下記のグラフは、標準財政規模に対する累積欠損金の割合を表したものですが、累積欠損金の額は主に病院事業会計での増加が続いており、標準財政規模に占める割合も高くなっています。

標準財政規模に対する累積欠損金の割合



※1 仙台市及び一部事務組合・企業団除く

※2 ()内の数値は累積欠損金額(単位:百万円)

用語解説

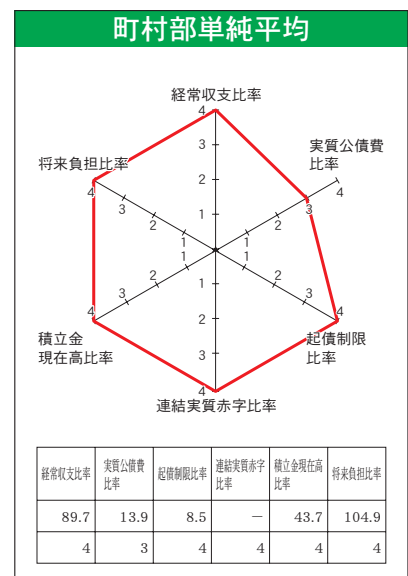
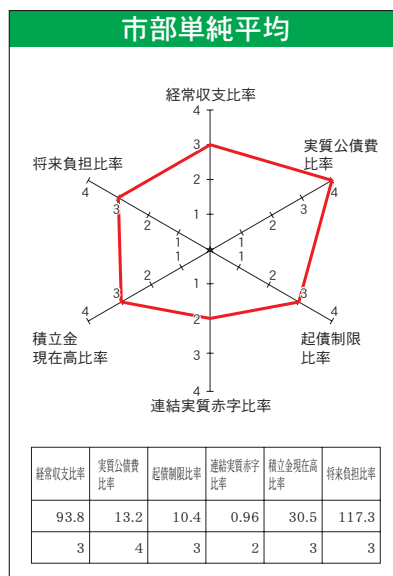
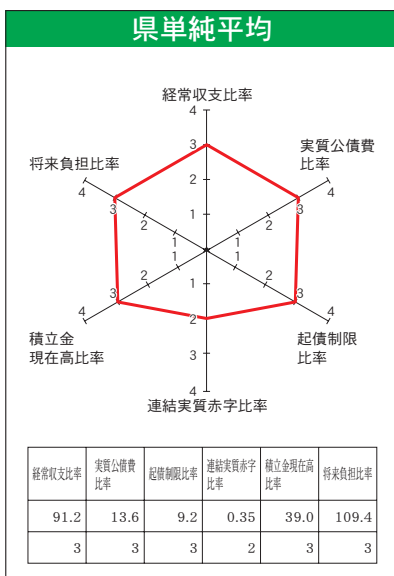
累積欠損金 営業活動によって生じた各事業年度の欠損金（赤字）が累積したものをいいます。

第2部 市町村ごとの財政指標

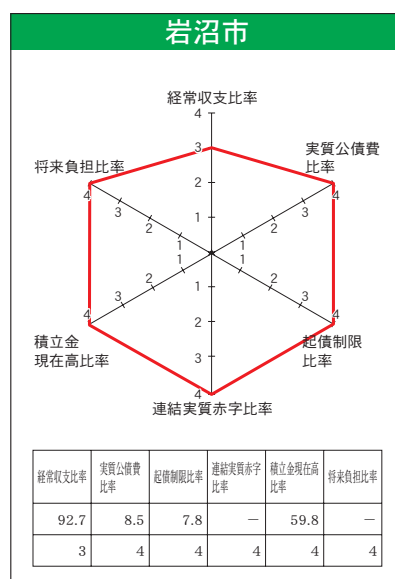
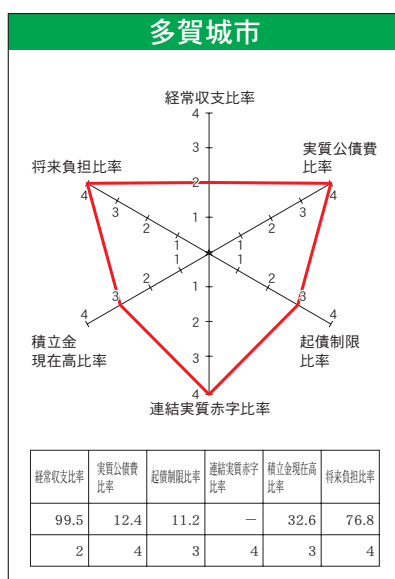
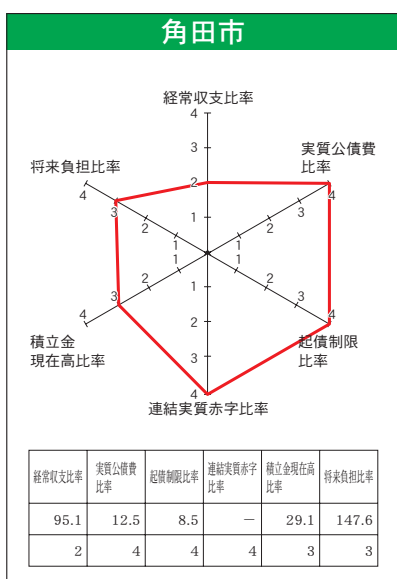
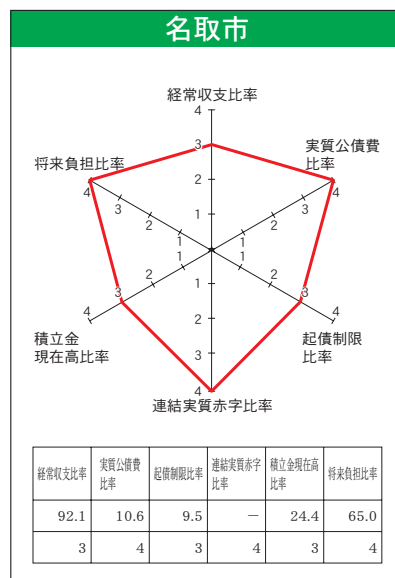
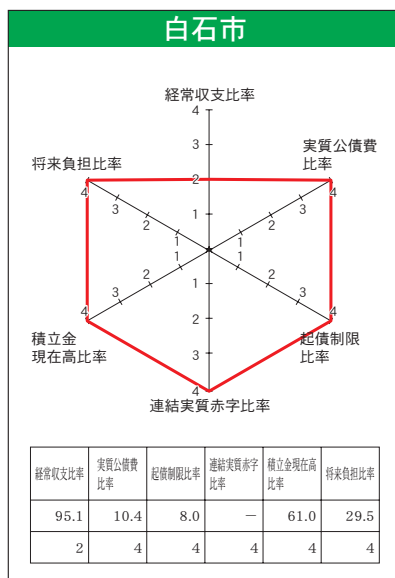
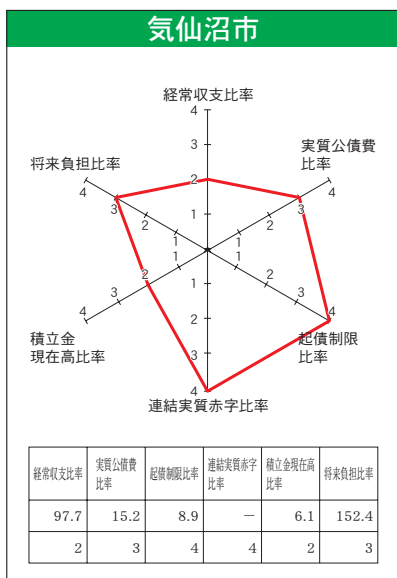
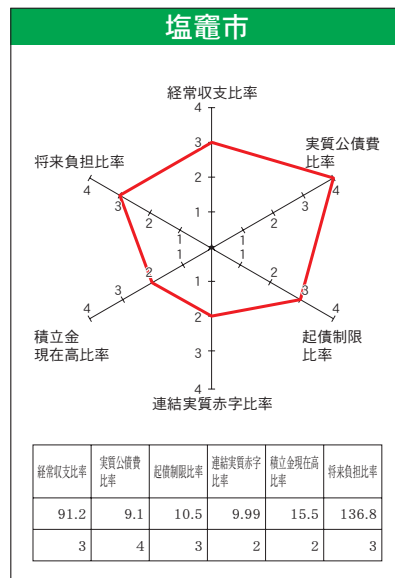
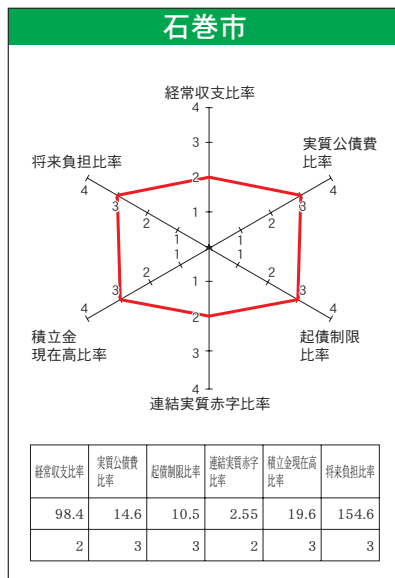
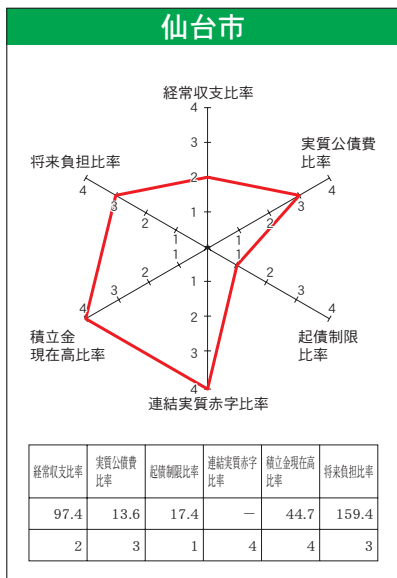
■市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

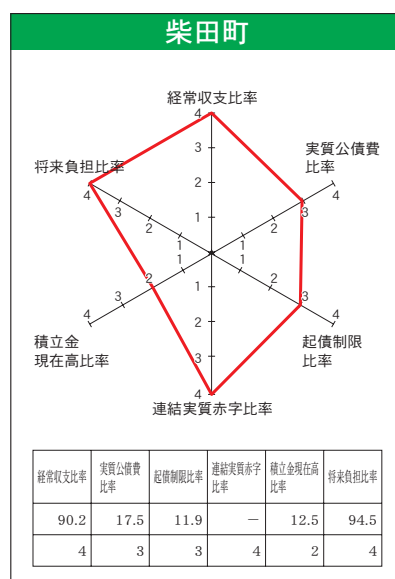
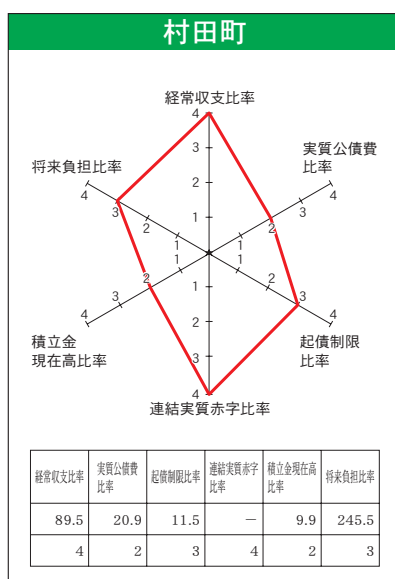
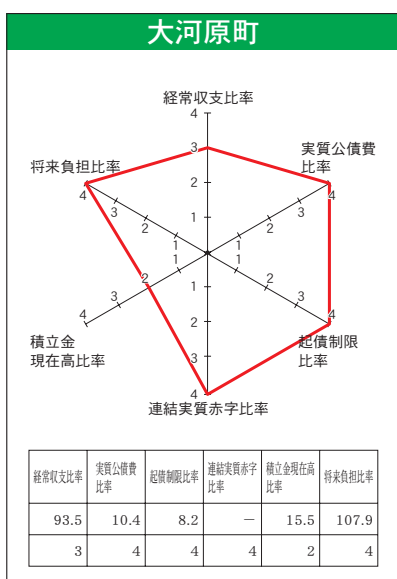
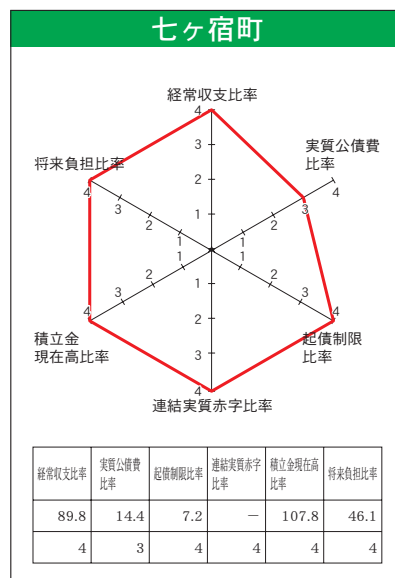
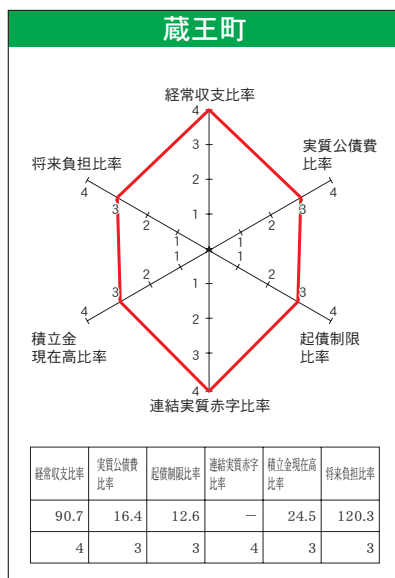
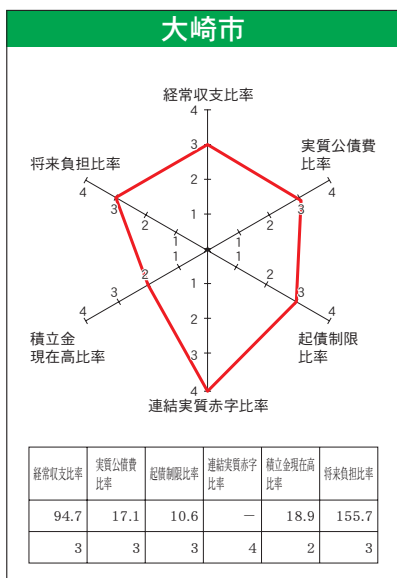
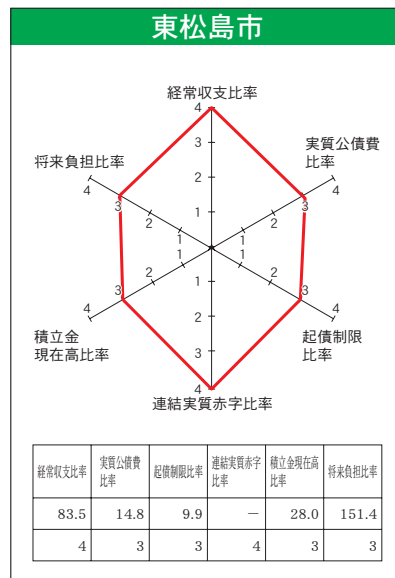
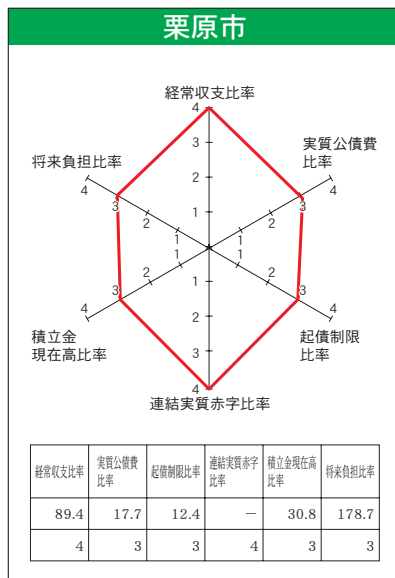
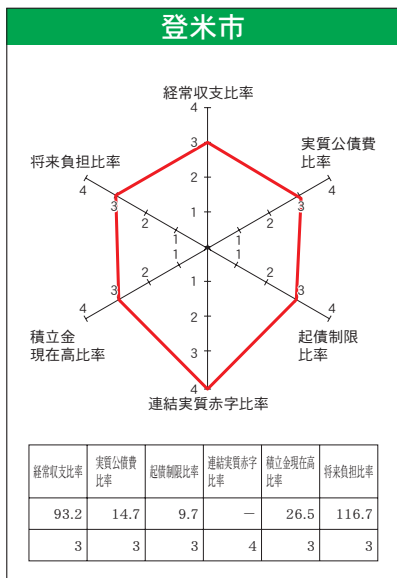
- (1) ここでは、市町村の財政状況を表す6種類の財政指標（①経常収支比率、②実質公債費比率、③起債制限比率、④連結実質赤字比率、⑤積立金現在高比率、⑥将来負担比率）及び財政指標を4段階に分類したレーダーチャートを示しています。
- (2) 財政指標を見る場合、①経常収支比率、②実質公債費比率、③起債制限比率、④連結実質赤字比率は市町村財政の現況を表すものとして、⑤積立金現在高比率は現時点及び将来にわたる財源の蓄えを表すものとして、⑥将来負担比率は市町村財政の将来の姿を予測するものとして見てください。また、②実質公債費比率、④連結実質赤字比率、⑥将来負担比率は普通会計のみならず、公営企業会計等も含めた財政指標であり、市町村の財政状況を全体的に捉えています。
- (3) レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな六角形ができているとしても、財政上の問題が何もないということにはなりません。

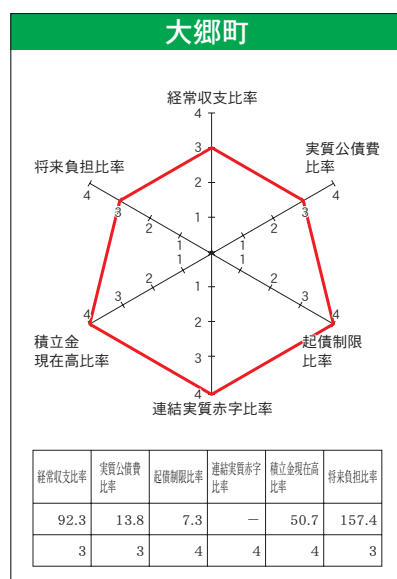
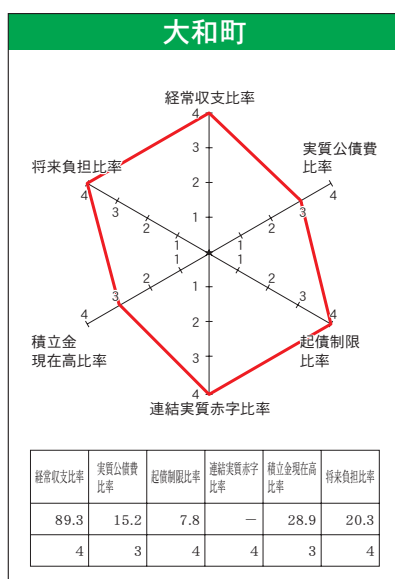
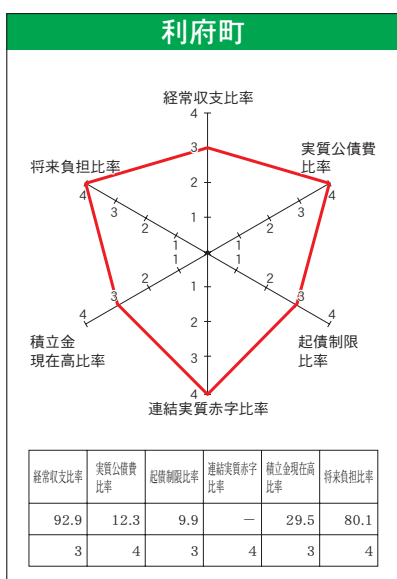
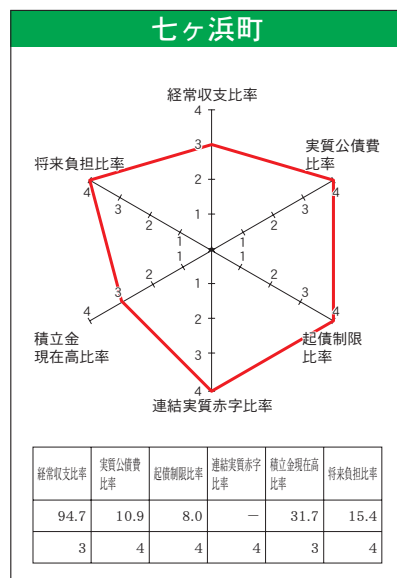
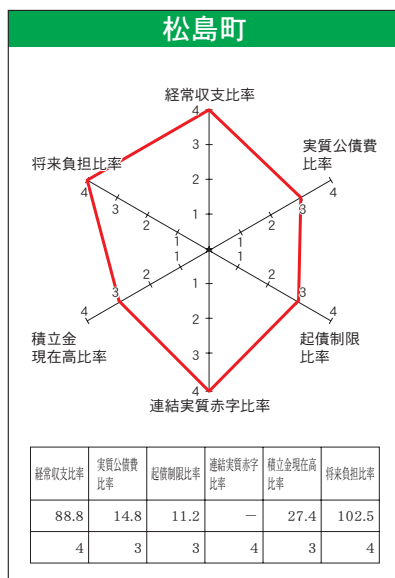
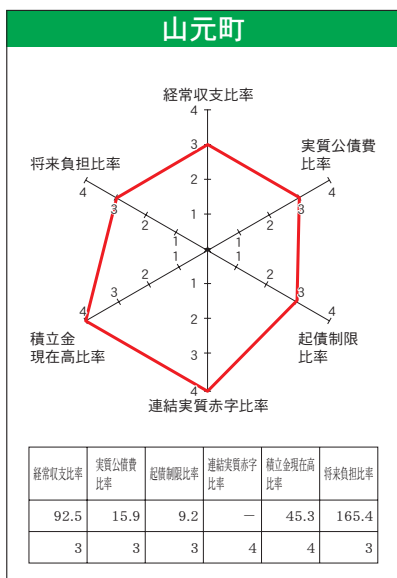
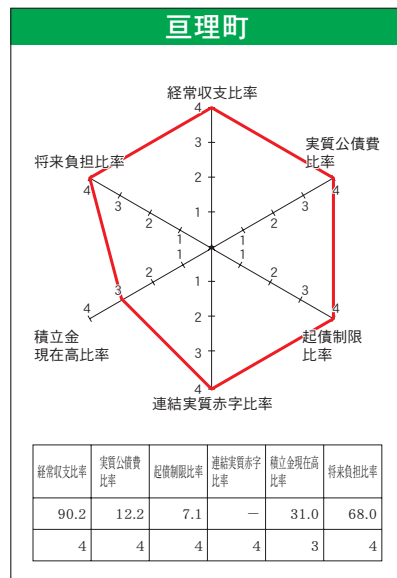
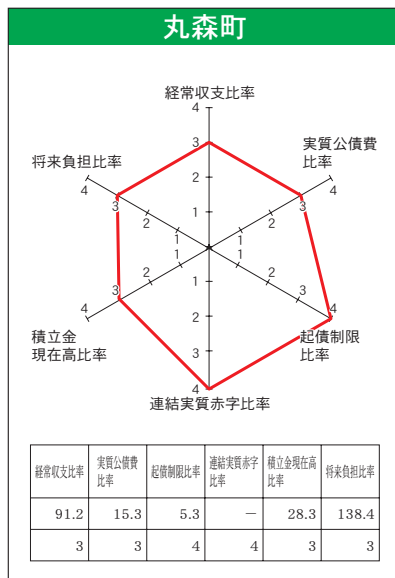
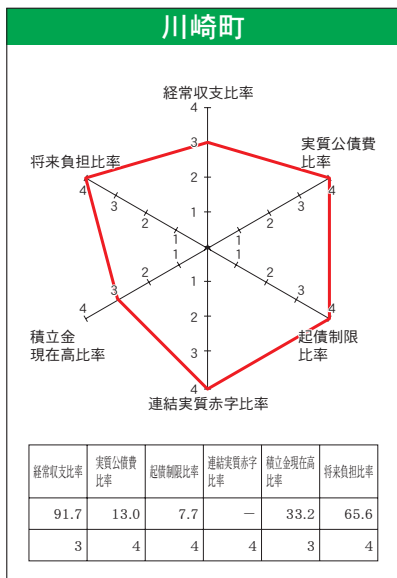
	4	3	2	1
経常収支比率	県単純平均 (91.2%) 未滿	県単純平均以上95%未滿	95%以上100%未滿	100%以上
実質公債費比率	県単純平均 (13.6%) 未滿	県単純平均以上18%未滿	18%以上早期健全化 基準(25%)未滿	早期健全化基準以上
起債制限比率	県単純平均 (9.2%) 未滿	県単純平均以上14%未滿	14%以上17%未滿	17%以上
連結実質赤字比率	0 (赤字が発生していない)	/		0.01%以上早期健全化 基準(団体によって異なる)未滿
積立金現在高比率	県単純平均 (39.0%) より大きい	県単純平均(39.0%) 以下19.5%より大きい	19.5%以下 5%より大きい	5%以下
将来負担比率	県単純平均 (109.4%) 未滿	県単純平均以上300%未滿	300%以上早期健全化 基準(350%)未滿	早期健全化基準以上

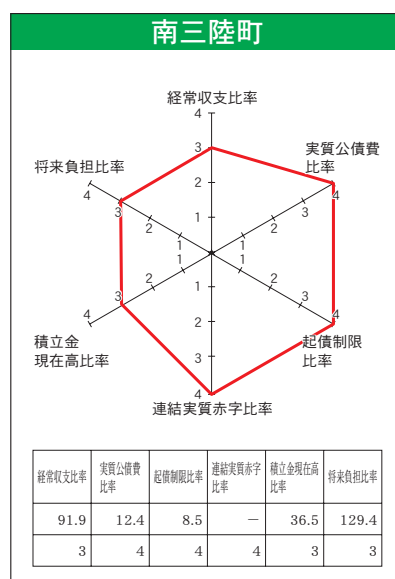
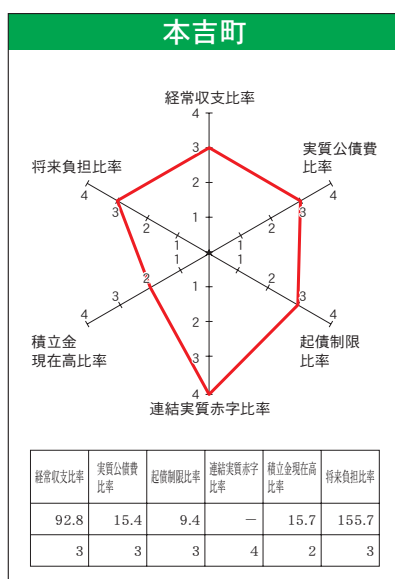
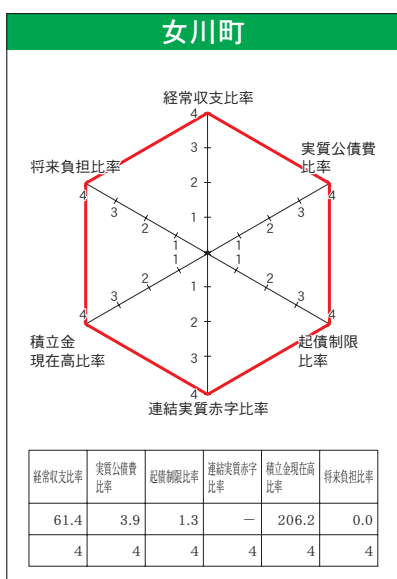
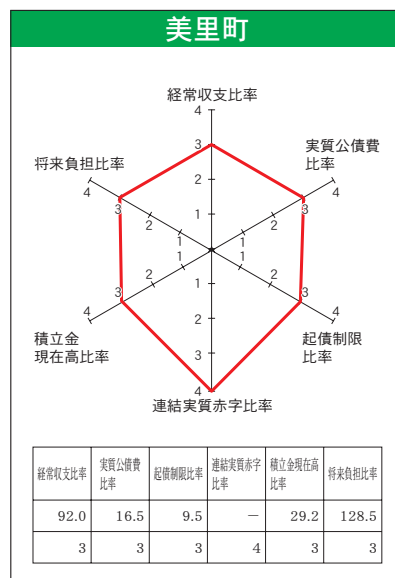
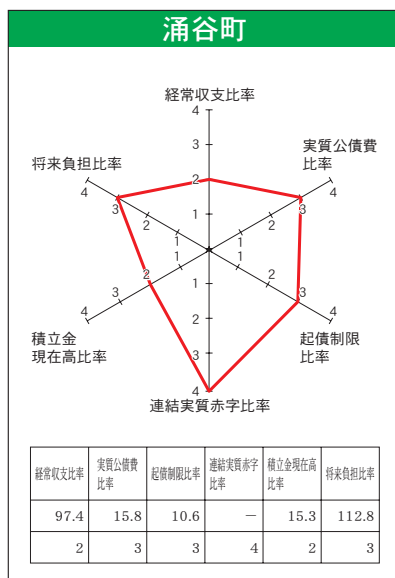
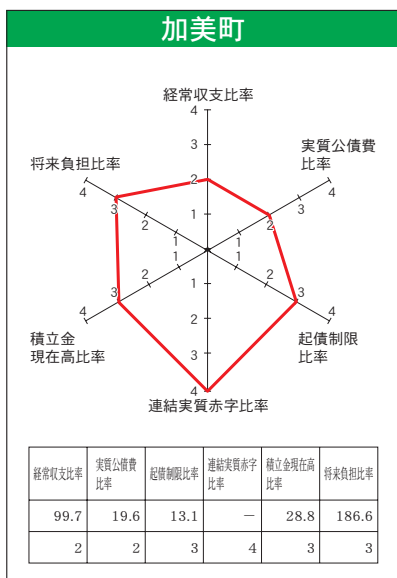
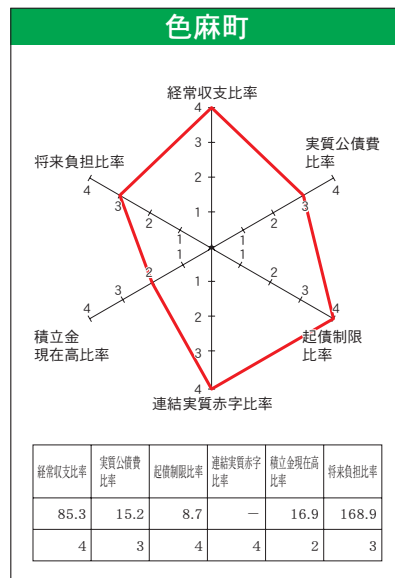
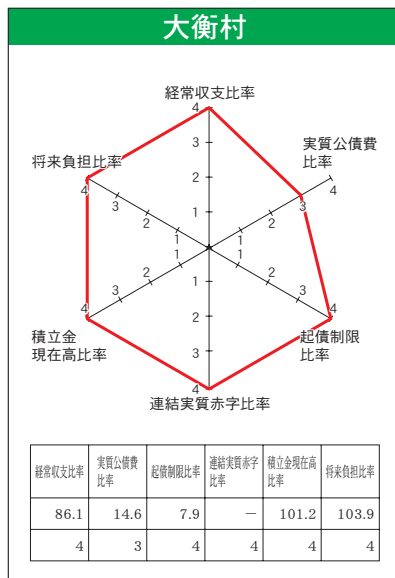
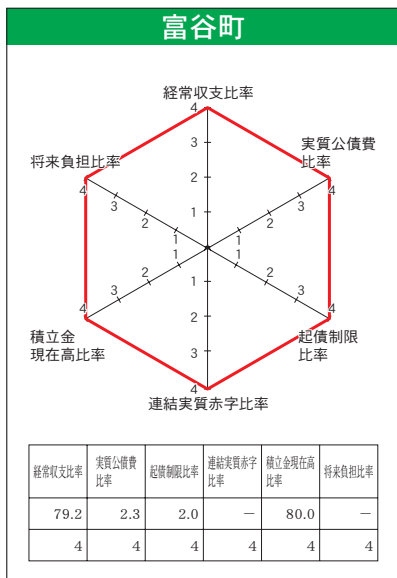


※連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は「-」と表記している。









第3部 公立病院改革プラン

近年、多くの公立病院において、経営の悪化や医師不足等により医療提供体制の維持が厳しい状況になっています。

このような状況を踏まえ、平成19年12月に総務省が公表した「公立病院改革ガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）は、病院を設置する地方公共団体に「公立病院改革プラン」（以下、「改革プラン」といいます。）の策定を求めました。

これを受け、県内19の関係市町村及び一部事務組合（29病院）では、この一年、改革プランの策定を進めてきました。平成21年3月末には、19団体すべての改革プランが策定・公表されることになっています。公表された改革プランは、市町村課のホームページから御覧いただけます。

3つの視点

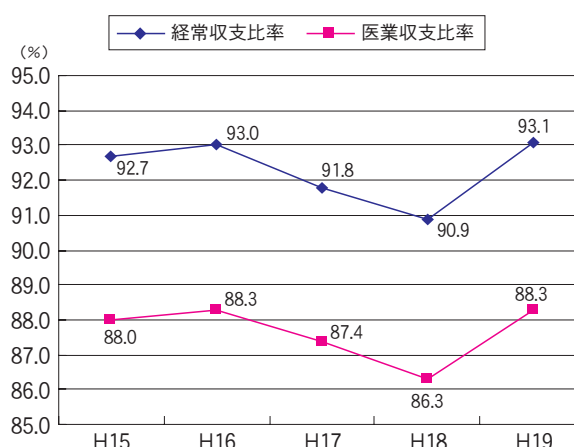
改革プランは「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」の3つの視点を中心に検討が進められてきました。

(1) 経営の効率化

公立病院の経営悪化の原因としては、診療報酬のマイナス改定や地域医療に従事する医師の不足等、外部的な影響がある一方、公設公営特有の病院経営の自由度の低さや経営責任の不明確さ等により、経営効率が悪くなっているとの指摘もあります。

改革プランでは各病院が数値目標を設定し、目標達成のための具体策を示します。収支均衡の度合いを表す「経常収支比率」は、全病院が数値目標を設定する重要な指標です。平成19年度決算では、30病院中25病院が目標とすべき経常収支比率100%を下回っており、今後の推移を注意深く見ていく必要があります。

経常収支比率及び医業収支比率に係る
県内市町村・一部事務組合の平均値（加重）



病院名	病床利用率		病院名	病床利用率	
	一般	療養		一般	療養
仙台市立病院	85.5	—	岩出山分院	45.3	60.4
石巻市立病院	74.8	—	鹿島台分院	100.3	97.2
雄勝病院	—	87.4	国保蔵王病院	77.8	94.8
牡鹿病院	34.4	—	国保川崎病院	82.7	82.0
塩竈市立病院	62.4	74.9	国保丸森病院	85.9	80.5
気仙沼市立病院	89.8	—	涌谷町国保病院	97.7	88.3
佐沼病院	75.5	—	南郷病院	73.4	—
登米病院	57.0	46.3	女川町立病院	55.3	80.2
米谷病院	84.5	—	本吉町国保病院	93.0	—
豊里病院	85.4	95.0	志津川病院	76.2	97.3
よねやま病院	65.6	—	刈田総合病院	71.3	—
栗原中央病院	72.9	47.9	黒川病院	72.5	48.5
若柳病院	91.3	93.1	加美病院	87.4	82.3
栗駒病院	76.7	78.8	みやぎ県南中核病院	74.8	—
大崎市民病院本院	90.4	—	県平均（加重）	79.1	77.1
鳴子温泉分院	76.8	78.7			

※登米病院は、平成20年4月に無床診療所化

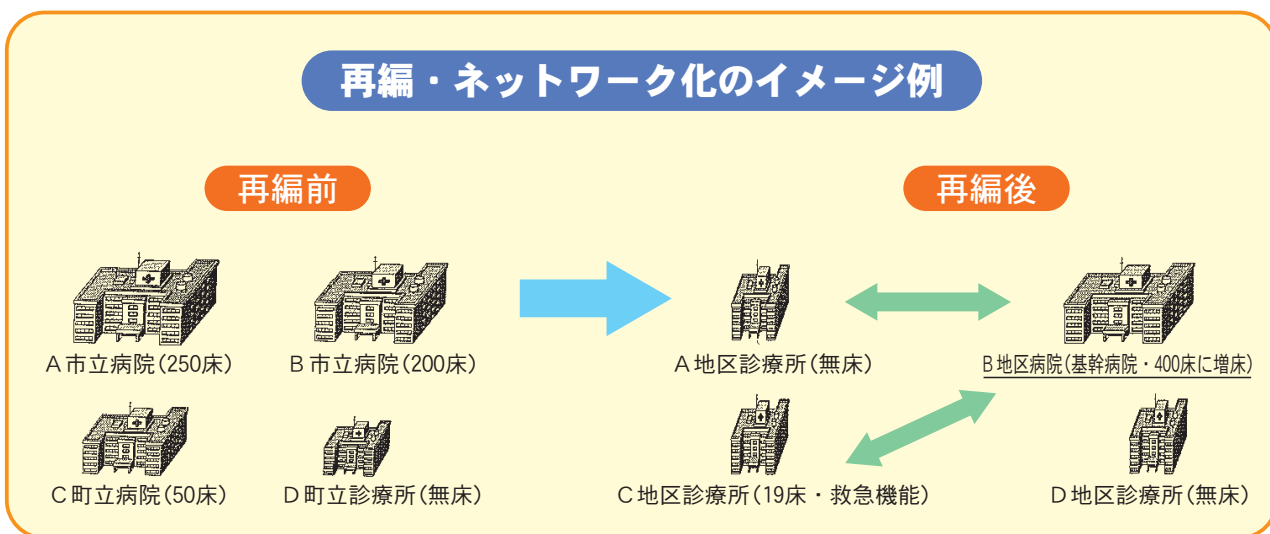
数値目標の中では、「病床利用率」も重要な指標です。

県内30病院における平成19年度の病床利用率は、左の表のとおりです。

ガイドラインでは、3年間連続して70%未満の病院に病床削減等の抜本的な見直しを求めています。

(2) 再編・ネットワーク化

ガイドラインでは、①中核的医療を行い医師派遣の拠点機能を有する基幹病院と②日常的な医療確保を行う病院・診療所への再編成やこれらのネットワーク化により、地域全体として必要な医療サービスを提供する方法を提案しています。



登米市では、平成19年度の5病院2診療所から、平成23年4月には2病院5診療所に再編し、保健・医療・福祉・介護を総合的に推進する地域医療体制を構築します。

また、平成20年3月に策定された宮城県地域医療計画を踏まえ、仙南医療圏や大崎医療圏等において、病院間の機能分化及び連携強化についての検討が行われています。

(3) 経営形態の見直し

経営形態の見直しにより、民間的経営手法を導入し、経営責任者の権限と責任を明確化することは、経営の効率化に向けた有力な選択肢の一つです。

経営形態の見直しの先行事例

指定管理者制度	地方公営企業法全部適用
黒川地域行政事務組合	仙台市、大崎市、 登米市、栗原市

県内の先行事例は、左の表のとおりです。

このほか、塩竈市立病院等では平成22年度に地方公営企業法を全部適用し、自律的な病院運営を目指すこととしています。

改革プランの実行

各団体が策定した改革プランは、平成21年度から本格的に実行に移されます。改革プランの実施状況については、各団体が設置する委員会等において年1回以上点検・評価を行い、その内容について情報開示することが求められています。

地域医療は、経営面からのみ考えるべき問題ではありませんが、公立病院がこれからも地域に必要な医療を提供していくためには、健全な経営の確保が不可欠であることも事実です。地域医療への関心が高まっている今、あなたのまちの公立病院の現状や今後の方向性を知るためにも、「公立病院改革プラン」にぜひ目を通してみてください。



新しい財政指標（健全化判断比率等）について

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30% (3年間の経過措置有)
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350% (政令市400%)	—
○資金不足比率（公営企業）	20% (経営健全化基準)	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3ヵ年平均}$$

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

- ・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額



環境に優しい大豆油インキを使用しています。

この冊子は1,100部作成し、一部当たりの印刷単価は119円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話: 022-211-2338
<http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/>